HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代中国における「司法」の構造（4）：厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか
Author(s)	坂口, 一成; Sakaguchi, Kazushige
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(5), 532[1]-462[71]
Issue Date	2007-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20532
Type	departmental bulletin paper
File Information	57(5)_532-462.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

現代中国における「司法」の構造(4)

―― 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ――

坂　口　一　成

目　　次

序論
問題意識および課題
本稿の構成
先行研究の検討
本稿の意義
用語の説明　（以上57巻２号）
1　基本概念の整理
1.1　刑事司法の担い手
1.2　制裁制度
1.3　刑事手続の概要
1.4　解釈制度　（以上57巻３号）
Ⅰ　厳打とは何か
2　厳打前夜の治安状況と犯罪対策 ――「重きにかつ速やかに」の登場
2.1　文革の後遺症
2.2　1979年：全国都市治安会議
2.3　1981年：５大都市治安座談会
2.4　章結
3　83年厳打
3.1　厳打の決定プロセス
3.2　法的対応　（以上57巻４号）
3.3　厳打期刑事司法の実態
3.3.1　指揮系統

3.3.2　裁判前段階
3.3.3　裁判段階１ ―― 迅速化
3.3.4　裁判段階２ ―― 重罰化
3.3.5　裁判段階３ ――「法制宣伝」
3.3.6　裁判後段階
3.4　厳打の成果
3.5　中間考察 ―― なぜ83年厳打が可能であったのか？（以上本号）
4　その後の厳打
Ⅱ　裁判の位相 ―― なぜ裁判が道具となるのか？
5　中国における裁判観
6　「裁判＝道具」の構造
終章

3.3　厳打期刑事司法の実態

本節では厳打期の刑事司法において具体的にどのようなことが行われたのかに迫りたい。

先述（3.1参照）のように、中央において厳打が決定され、その実施プランが策定されたが、それらは大綱的なものであり、具体性を欠いていた。そのため、末端において厳打を遂行するためにはより具体的なプランが不可欠となる。そこで、まずもって必要な作業は、中央で決定されたプランがどのようなプロセスを経て具体化され、実施に移されていったのか（いわば厳打期刑事司法の指揮系統）を明らかにすることである。3.3.1でこの作業を行う。

次いで、1.3で見た警察扱いの刑事事件の手続の流れ（警察による検挙→検察による起訴→裁判所による裁判→監獄での行刑）に則して、厳打期において各段階でどのようなことが行われたのかを明らかにする。具体的には、犯罪の検挙、起訴といった裁判前の段階、そして、裁判、行刑の各段階でどのようなことが行われたのかを明らかにする。なお、本稿のテーマに則していえば、裁判段階は厳打の核心的内容である「重きに」および「速やかに」が実現されるメイン舞台であり、内容が豊富なため分けて論じることにする。また、判決の言い渡しに際しては［法制宣伝］の一環として、大衆大会の形式で行われることもある。これについては前２者と内容上性格を異にするため、別に扱うことにする。

以上要するに、本節は⑴指揮系統、⑵裁判前段階、⑶裁判段階１――迅速化、⑷裁判段階２――重罰化、⑸裁判段階３――「法制宣伝」、⑹裁判後段階に分けて、厳打期刑事司法の実態を素描しようとするものである。

3.3.1　指揮系統

厳打決定の具体化を図り、実際の行動プラン策定を担ったのは、地方各級党委員会であった。例えば江西省奉新県では、「中央の決定、省党委員会の作戦指揮に基づき、県党委員会の統一的指導の下、８月17日、その指示に基づき、章宏雲検察長が隊を率いて、自宅にいた20名の幹部・警察官を組織し、指定地点の赤岸公社で集合し、赤岸公社党委員会および赤岸派出所と共に、捜査捕獲隊を結成し、夜０時から18日午前５時まで行動し、14名の犯罪者全員を捕まえた」(53)という。ここでは、党機構を軸に中央→省クラス→県クラスと順に指示が下達され、最終的には県クラスの党委員会が現地の国家機関（検察）に指示を下している様が看取できる。

そして、具体的プランの実施の指揮を執ったのも、主には党委員会であった。例えば、湖北省枝江県では中共中央の厳打決定の精神に基づき、「８月16日に県党委員会が緊急政法業務開議を開催し、全県で『重きにかつ速やかに』刑事犯罪者に打撃を加える闘争のプランを策定した」(54)という。上の江西省奉新県の例もこれに該当する。

また、党委員会が厳打の指揮を執るための機構を設置する場合もある。例えば、①（河南省安陽県）「1983年８月、県党委員会は重大刑事犯罪に厳しく打撃を加える闘争指導小組を組織し、中央の指示の精神を徹底し、刑事犯罪者を重きにかつ速やかに、厳しく懲らしめた」(55)、②（河北省唐山市新区）「区党委員会副書記の張凱をリーダーとし、副区長の周炳和を副リーダーとする区刑事犯罪打撃指導小組を設立する。小組の下には、事務室を設置し、警察・検察・裁判所・司法行政機関から各１

(53)　『奉新県誌』414頁。
(54)　『枝江県誌』569頁。
(55)　『安陽県誌』685頁。

名派遣して参加させ、区党委員会の一機構とする」[56]、③（内モンゴル自治区烏拉特後旗）「旗党委員会書記、副書記がそれぞれ総指揮および副総指揮を担い、『717』指揮部を設置した」[57]というものである。そのうち、③の「717」指揮部は、その下属組織として行動検挙組、収容審査組、預審起訴組、労働矯正審査組を設置し、合同事件処理を実施したという。

このほか、政府が党委員会とともに厳打の指揮にたずさわった地方もあった。例えば、湖北省漢川県では「1983年、警察は全国人大常委会の『重大社会治安事犯の厳罰に関する決定』に基づき、県党委員会、県人民政府の統一的指揮の下、検察院、裁判所、司法局などの機関と共同で、末端組織と人民大衆に依拠しながら」[58]厳打が展開され、また雲南省元江哈尼族彝族傣族自治県では「この闘争は県党委員会、県人民政府の指導の下、警察、検察、裁判所などの関連部門が密接に連携し（た）」[59]という。また、先の河北省唐山市新区も副区長が厳打指揮のナンバー2になっている。ここではとりわけ、裁判所および検察が、政府の一部門にすぎない警察と同じく、政府の指揮下にあったことを確認しておく。人大制の建前としては、裁判所および検察は政府と同じく人大が国家権力行使のために創設した国家機構であり、他方、警察は政府の一部門にすぎない。しかし、現実において裁判所、検察および警察は、いずれも党委員会や政府の指揮下にあるのである。

3.3.2　裁判前段階

刑訴法の建前としては、犯罪捜査の主な担い手は警察である（1.3.1参照）。83年厳打においては大量の事件を処理するために、大部分の警察官が厳打対象の事件にかり出された。例えば北京市では、「1983年8月6日夜、北京市警察局長の高克は犯罪活動に厳しく打撃を加える命令を下し、全局の警察官がこの空前の行動に投入された」[60]という。北京市では市内の警察局の警察官全てが動員されたのである。

---

(56)　『唐山市新区誌』350頁。
(57)　『烏拉特後旗誌』322頁。
(58)　『漢川県誌』469～470頁。
(59)　『元江自治県誌』557～558頁。
(60)　劉徳主編『走進北京警察博物館』（兵器工業出版社、2002年）37頁。

とはいえ、実際の犯人検挙[61]を担ったのは、警察のみではなかった。例えば、①（安徽省霍邱県）「全県で警察の警察官および政法、党・政府幹部1207名、民兵・防犯協力者2814名を投入し……」[62]、②（湖北省咸寧市）「県全体で党・政府幹部、警察の警察官、治保人員、民兵3000人余りを動員し……」[63]、③（山東省青島市）「全市の各級警察は全力で赴き、治安防衛幹部、聯防民兵および青島駐留部隊の密接な協力の下」[64]、④（甘粛省隴西県）「県党委員会は幹部131名、解放軍200名、工場警備科の幹部35名を集め、チームに分けて刑事犯罪者279名を捕まえた」[65]といった事例がある。このように警察以外にも、党・政府の幹部（①、②、④）、解放軍（③、④）、民兵[66]（①、②、③）、大衆的自治組織とされる治防委（②、③）、一般市民である防犯協力者（①）が検挙に参加している。

なお、大衆による協力はこうした検挙活動に限らず、その前段階である捜査の端緒の提供にも大きく貢献したようである。ここで「捜査の端緒」というのは、事件の告発・通報、事件解決ないしは捜査の手がかりの提供のことである。83年厳打期間中、全国では「３年間で、大衆は犯罪の手がかりを300万件近く提供し、違法行為・犯罪者28万名以上を連行し、犯罪者と勇敢に闘争するという感動的な偉業を成し遂げた」[67]という。

---

(61) ここで「検挙」［破案］とは、被疑者を特定し、証拠収集も一段落し、先述（1.3参照）の諸措置により被疑者の身柄を確保して刑事手続を進めることができるようになった状態を指す（例えば、高文英・厳明主編『警察法学教程』（警官教育出版社、1999年）308頁、孫中国等・前掲注（38）140頁など）。なお、制度の差異を考慮すれば、これは「警察で事件を検察官に送致・送付したり微罪処分に付すこと」（三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法（改訂版）』（有斐閣、1998年）７頁）とされる日本の「検挙」概念と大きな差はなかろう。

(62) 『霍邱県誌』559～560頁。

(63) 『咸寧市誌』602頁。

(64) 『青島市公安司法誌』38頁。

(65) 『隴西県誌』451頁。

(66) なお、1983年12月末までに、全国で延238万人の民兵が厳打に参加したという（韓杯智主編『当代中国民兵』（中国社会科学出版社、1988年）359頁参照）。

(67) 『公安史稿』381頁。

また、これら以外にも、裁判官も検挙活動に参加した。例えば、最高裁の機関誌である『人民司法』には、湖北省紅安県裁判所の50歳を超える副廷長が、一斉検挙作戦から逃れた強姦の被疑者を追いかけて捕まえたエピソードや、武漢市の裁判所幹部が検挙作戦に参加したときに、格闘の末、被疑者を捕まえたエピソードが、誇らしげに紹介されている(68)。最高裁の機関誌がこうしたエピソードを紹介する背景には、こうした裁判官が増えることが望ましいとの考えがあるのだろう。当時の司法観や裁判官観を探る上で非常に示唆に富む事象である。

さて、これまで挙げた事例からも分かるように、厳打期における検挙活動は大規模かつ一斉に行われた。例えば、先の江西省奉新県では、夜中に一斉に動員し、被疑者の身柄を確保している。また、河南省輝県市では、「党全体で動員し、全人民が動き、力を集めて刑事犯罪者を包囲討伐し、警察の全幹部・警察官が県・公社・大隊3クラスの幹部と緊密に連携をとり、16日夜、重大犯罪集団の幹部や重大犯罪者800名余りを一斉に捕まえ、『厳打』第１戦役の第１戦の大勝利を収めた」(69)、と。「厳打とは統一行動、集中行動であ（る）」(70)と一般的に認識されている所以である。

また、こうした検挙活動においては、被疑者の身柄確保のために収容審査が多用された。例えば陝西省米脂県では、「1983年８月から1984年末までに、相次いで178名の犯罪者を収容審査に付し、102名を正式に勾留し、84名に刑罰を科す判決を下し、６名を労働矯正に付し、６名に過料を科し、３名を少年刑務所・少年院に送致した」(71)という。また、福

(68) 「“打撃刑事犯罪就是打仗”――記“戦場”上的好人好事」人民司法1983年10期20頁。

(69) 『輝県市誌』273頁。

(70) 孫中国等・前掲注（38）42頁。なお、著者はこうした考え方は一面的であると批判する。

(71) 『米脂県誌』473頁。なお、ここで「少年刑務所・少年院」とは［少年管教所］の訳語であり（以下同じ）、これは、①裁判所が法により有期懲役、無期懲役または死緩を言い渡した満14歳以上18歳未満の少年犯、および②刑法14条の規定により、政府が収容して矯正する触法少年［犯罪少年］を収容する施設である（公安部「少年管教所の拘置・収容範囲に関する通知」（1982年３月23

建省周寧県では、「県全体で３回の戦役を通じて計624名を収容審査に付し、そのうち法に従い217名の重大刑事犯を勾留し、25名を労働矯正に付し、８名を少年刑務所・少年院に送致し（た）」[72]という。まず収容審査で疑わしい者の身柄を確保し、しかる後に勾留、裁判といった刑事手続、ないしは労働矯正や治安管理処罰といった行政処罰の手続が進められているのである。なお、第１戦役の問題点として、収容審査の多用が指摘され、第２戦役以降、「正確に」が強調された[73]が、実際の収容審査がこれにより減少したのかを示す資料は、管見に及ばない。

そして、犯罪者が検挙されれば、次のステップは警察における預審となる。特にこの段階においては、被疑者・被告人に対する拷問が深刻な問題となり、1984年３月８日には、李欣（中共中央辦公庁秘書局副局長）が党中央にこの問題を報告したほどであった[74]。

預審を経て警察が起訴相当と認めれば、検察に起訴審査のために送致することになる。起訴審査について全国的な状況は明らかではないが、以下に吉林省および黒竜江省大慶市の状況を紹介しよう。

表３－９および表３－10は、吉林省および黒竜江省大慶市の起訴審査の状況をまとめたものである。両表からは、次の３点が明らかである。①1983年に起訴審査数が大幅に増加したこと、②1983年に起訴された事件の比率が大幅に増えたこと（大慶市においては、前年比７ポイント増であり、またこの７年間の平均値(88.2％)と比べると8.7ポイント高い)、③これに呼応して、起訴免除、不起訴、取下げなど起訴しないという決定が、1983年に突如として減少したこと、である。これらはいずれも83年厳打の開始を機に、より多くの事件が刑罰を科す方向で処理されていったことを意味する。

ところで、刑訴法の建前によると、上の手順を踏み、起訴相当と認め

日）１条。なお、その後の司法部「政府収容矯正の触法少年を労働矯正施設の収容矯正に移すことに関する通知」（1996年１月22日）により、[少年管教所]は①だけを収容することになった)。

(72)　『周寧県誌』407頁。

(73)　孫中国等・前掲注（38）５頁。先述（1.3.1Ⅰ参照）のように、1985年には収容審査の期間が原則１ヶ月以内、最長３ヶ月以内と定められた。

(74)　『公安大事要覧』537頁。

表３－９　吉林省における起訴審査状況表（1979～1985年）（単位：人）

年	受理	審査終了	起　訴		起訴免除		不 起 訴	
			人	%	人	%	人	%
1979	5535	4747	4527	95.4	171	3.6	49	1.0
1980	10834	9228	8505	92.2	577	6.3	146	1.6
1981	11522	10273	9516	92.6	623	6.1	134	1.3
1982	14546	13116	12286	93.7	665	5.1	165	1.3
1983	23758	21771	20741	95.3	837	3.8	193	0.9
1984	18997	17489	15249	87.2	1650	9.4	590	3.4
1985	9394	8748	8065	92.2	583	6.7	100	1.1

出典：『吉林省誌（司法・公安・検察）』102頁。

表３－10　大慶市における起訴審査状況表（1979～1985年）（単位：不明）

年	起　訴		起訴免除		取 下 げ		補充捜査		計
		%		%		%		%	
1979	53	74.6	9	12.7	－	－	9	12.7	71
1980	230	83.0	25	9.0	－	－	22	7.9	277
1981	326	87.9	30	8.1	－	－	15	4.0	371
1982	249	89.9	21	7.6	2	0.7	5	1.8	277
1983	900	96.9	22	2.4	3	0.3	4	0.4	929
1984	512	79.0	96	14.8	36	5.6	4	0.6	648
1985	314	87.7	20	5.6	8	2.2	16	4.5	358

出典：『大慶市誌』634頁。

られれば裁判へと手続が進んでいくことになる。しかし、83年厳打においては、「速やかに」を実現するために、犯罪検挙後、刑訴法に悖る事件処理の手法が採られた。それは(1)事前介入、(2)共同事務処理、(3)合同事件処理という３つの手法である。これらの措置は、検察による事前介入を除き、いずれも刑訴法の基本原則である警察・検察・裁判所の相互制約に悖るものである。私見では、これらは質的に全く異なる問題ではなく、(1)から(3)の順で相互制約が弱体化され、相互協力がより強化されていくと位置づけることができるものである。また、法的判定型裁判の見地からは、(1)から(3)の順で裁判の独立性が失われていく、と位置づけることもできる。以下、順にその内容を見ていこう。

(1)　事前介入

刑訴法45条後段は、重大事件に限り、検察による警察への事前介入を認めている（1.3.1Ⅰ(3)参照）。83年厳打以降、検察は本条に基づき活発に事前介入を行い、「速やかに」事件処理を進めるよう努めたようである。例えば、新疆ウイグル自治区農八師墾区石河子市の検察は、「重大事件・重要事件については事前介入し、勾留承認審査は一般的に３～５日ほどで、起訴審査は一般的に20日以内に終え、重大事件についても法定期限を超過せずに行った」[75]という。まさに［依法従快］（法に従い速やかに）のお手本である。

ところがこの時期、裁判所も「速やかに」事件処理を進めるために、事前介入を行うようになり、しかも「1983年に展開された厳打闘争において、政法部門が社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者に法に従い重きにかつ速やかに打撃を加えるとの困難な任務を達成するために、実務において創造された新しい事件処理方法である」[76]という積極的な評価を受けた。以下は裁判所による事前介入の具体例である。①（山東省青島市）「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者を迅速に裁判するため、青島市中級人民裁判所は、自主的に警察、検察部門に協力し、預審・起訴の過程において、前もって事件記録を調査し、証拠を確かめ、問題を見つけたらすぐに提起し、起訴前に問題を解決するよう努め、もって起訴後、速やかに裁判に移し、事件処理の効率を向上させようとした」[77]、②（山東省新泰市）「人員を派遣し事前介入し、事件状況を把握し、事件が裁判所に起訴されれば、すぐに開廷・審理・判決できるようにした」[78]、③（黒竜江省海倫県）「海倫県人民裁判所は重大事件・ハードケースについて事前に状況を把握し、預審・起訴段階で問題を解決することで、事件起訴後に時間が遅れたり、誤ったりすることを避けるよう努めた」[79]、と。このように裁判所も「速やかに」厳打対象の事件の手続を進めるた

(75)　『農八師墾区石河子市誌』546頁。

(76)　矯春暁・王培初「提前介入問題初探」政法論壇1991年２期62頁。

(77)　『青島市公安司法誌』243頁。

(78)　『新泰市誌』214頁。

(79)　『海倫県誌』463頁。

めに、警察の預審段階にまで事前に介入し、裁判前段階において裁判官が事件記録を調査し、証拠を確認するなど、裁判段階で行うべき作業を行っていた。

だが、ここで刑訴法が裁判所による事前介入を規定していないことを看過してはならない。検察とは異なり、裁判所には事前介入の法的根拠がないのである[(80)]。にもかかわらず、1983年11月15日から21日まで開催された第9回全国裁判所業務会議の紀要では、「わが国の裁判業務の優良な伝統が継承・発揚された」例のひとつとして、事前介入が紹介されている。事前介入により「問題を発見し、意見を提起し、共同で検討し、速やかに解決することは一種の制約である」[(81)]というのである。その後、1991年時点においても「この事件処理方法は、警察・検察・裁判所の実務においてすでに広く採用されており、しかも現在ルール化、制度化に向けて発展している」[(82)]といわれており、裁判所の事前介入が83年厳打後に「発展」していったことがうかがえる。

(2) 共同事務処理

両会議後に引き続き、83年厳打においても共同事務処理は行われた。以下に実例を挙げよう。

（寧夏回族自治区賀蘭県）「1983年から1985年までの間、『厳打』闘争において、統一行動、集中的打撃の方法を採用し、警察局、検察院および裁判所は緊密に協力し、共同で活動するとともに、党内共同事務処理制を実施し、重大事件・ハードケースについては、政法委員会に報告し、共同事務処理会を開催し、討論の上で決定を下し、認識の統一、歩調の統一に努めた。この間、県検察院は事件を起訴する前に随時に裁判所と口頭で意見を交換し、重大事件・ハードケースについては裁判所と検討

(80) なお、「本条（警察・検察・裁判所の相互協力、相互制約を定める刑訴法５条を指す）の相互協力・相互制約は正常な訴訟手続における協力と制約のみならず、人民検察院が公訴を提起した事件について人民裁判所が事前介入の方法を用いることを目的的に選択し、相互協力、相互制約の役割を果たすことも含む」とする者もいる（矯春暁等・前掲注（76）63頁参照）。

(81) 前掲注（22）３頁。

(82) 矯春暁等・前掲注（76）62頁。

し、誤りや抜け落ちを起訴前に取り除いた。また、少数ではあるが量刑や適用条文が不当な事件についてプロテストした」(83)。

（河北省趙県）「1983年から始まった刑事犯罪活動への打撃においては、中共趙県政法委員会、警察・検察・裁判所の４者が共同事務処理機構を設置し、比較的重大な事件やハードケースは集団で解決した」(84)。

（安徽省屯溪市）「刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える闘争が始まってからは、全ての刑事事件は党内共同事務会の討論により決定された」(85)。

そして、当時最高裁副所長であった林準は、「この１年間（83年厳打開始後を指す）の実践が証明するように、党内共同事務処理制度は政法業務に対する党の指導の強化にプラスである。……法に従い重きにかつ速やかにの方針をより徹底し、さらに一歩進んで刑事裁判活動をやり遂げるために、各級人民裁判所は引き続き党内共同事務処理に積極的に参加すべきである」(86)と述べ、各級裁判所に対して共同事務処理を提唱している。

なお、83年厳打以前において、共同事務処理の主宰者は党委員会とされていたが、この時期においては同政法委員会とされている。これは1980年に中央政法委員会が設置されたのを皮切りに、地方でも各級党委員会に政法委員会が設置されるようになったからであろう。

(3)　合同事件処理

上に見た共同事務処理においては、重大事件・ハードケースについて政法委員会主宰の下で警察・検察・裁判所が一致協力し、解決するが、手続自体は各機関が行う。ところが、83年厳打においては、刑事手続のさらなるスピードアップを図り、警察・検察・裁判所の区別を形式的にも取り払ったやり方が行われた。「合同事件処理」［聯合辦案］と呼ばれるやり方がそれである。例えば、寧夏回族自治区中寧県では、「1983年

(83)　『賀蘭県誌』380頁。

(84)　『趙県誌』353頁

(85)　『屯溪市誌』279頁。

(86)　林準「堅定不移地貫徹依法従重従快的方針　為争取社会治安的根本好転而努力」同『刑事審判 ―― 林準文集』（吉林人民出版社、1998年）28頁。

８月から、県党委員会の統一的指導の下、裁判所は10名の判事を派遣し、警察、検察部門と合同で事件処理を行（った）」[87]という。

この合同事件処理とは、一般に、警察・検察・裁判所がそれぞれ人員を派遣し、「合同事件処理組」、「専案組」などと呼ばれる専門チームを組織し、この専門チームが刑事手続における警察・検察・裁判所の職権を担うやり方であると説明される[88]（3.3.1で紹介した内モンゴル自治区烏拉特後旗の「717」指揮部は、こうした専門チームの典型例と目される）。つまり、この専門チームが捜査、起訴、裁判を一手に担うのである。ここには警察・検察・裁判所という名目上の区別すら存在しない。よって、警察・検察・裁判所の相互制約も語るに及ばない。この点において、警察・検察・裁判所が一応のところ刑訴法所定の各々の権限を果たし、重大事件・ハードケースに際して見解を統一する共同事務処理とは異なる。政策決定者が共同事務処理を提唱する一方で、合同事件処理に消極的な理由もここにあろう[89]。

実際の合同事件処理は、以下のように行われたという。

（湖北省漢川県）「一般的事件はまず３員（警察・検察官・裁判官）が共同で処理し、３長がそれぞれ事件処理を決定する。重大事件（死刑、死緩、無期懲役）は県党委員会の討議に付託し、しかる後に法定手続に照らして承認審査のために上級に報告する」[90]（カッコ内は原文）。

（浙江省霊壁県）「裁判所、警察、検察などの機関がそれぞれ人員を派遣し合同事件処理チームを組織し、各区（鎮）に派遣して共同で調査・証拠収集を行い、事件状況を検討し、認識を統一し、事件に事前介入し、

---

(87) 『中寧県誌』162頁。

(88) 陳瑞華・前掲注（40）344頁。

(89) 例えば、1982年の「全国政法工作会議紀要」は、「党委員会から離れて司法機関に取って代わり、社会主義法制度を破壊する専案組を許さず」と指示する（『司法手冊(2)』302頁参照）。ここでいう「専案組」が合同事件処理を指していることはいうまでもなかろう。なお、中央が厳打のために「捜査員、検察員、判事で事件処理小組を組成し、共同で特定の事件を担う」とし、合同事件処理を提唱したという指摘もある（胡宋銀「“提前介入”之我見」政法論壇1992年３期36頁）。ただし、その事実関係は明らかではない。

(90) 『漢川県誌』473頁。

その後、法に従い審理を行い……」[91]。

（貴州省貴陽市）①大捕物の前に、政法委員会が警察・検察・裁判所の指導者を招集し、派出所による犯罪者の状況の報告を聴取し、資料が信頼に足ることを前提に、捕まえる対象を確定した後、警察・検察が収容審査、逮捕、勾留承認などの法定手続を進める。②犯罪者が収容審査に付された後、政法委員会の指導の下、警察・検察が指導者と事件処理担当者を選抜し、審査処理チームを作り、収容審査ステーションや看守所に配置し、事件ごとに審査を行い、労働矯正、少年刑務所・少年院送致、勾留のリストを作成する。それから犯罪者所在地の警察、検察機関がさらに審査を進めて犯罪事実を確かめ、それぞれ関連する法定手続を進める。③前科者および捕まえた現行の犯罪者のうち、罪責が重く死刑の可能性がある者は、政法委員会の主導の下、警察・検察・裁判所がそれぞれ幹部１名を選び、チームを組織し、事件ごとに審査・承認していく。犯罪事実が明らかで、証拠が確実かつ十分であることを前提に、死刑に処すべき犯罪者のリストを作成し、編集した上で資料とし、政法委員会が招集する警察・検察・裁判所・司法行政機関の責任者に付議し、死刑に処す犯罪者リストを初歩的に確定する。その後、警察・検察・裁判所３機関がさらに審査を行い、訴訟手続に基づき手続を進め、執行する[92]。

こうした実例を見ると、先の合同事件処理の説明には、重要な点が抜け落ちているといえよう。それは、党委員会や同政法委員会の存在である。以上の実例（寧夏回族自治区中寧県も含めて）からは、党委員会・同政法委員会の指揮の下で、警察・検察・裁判所（・司法行政機関）が意思を統一し、これらの意向に従い手続を進めているという実像が浮き彫りにされている。とりわけ、湖北省漢川県では、重大事件については県党委員会に付議するとともに、上級の承認を要するとされ、二重の統制が敷かれている[93]（「上級」が上級裁判所を指すのか、上級党委員会

---

(91)　『霊璧県誌』180頁。

(92)　貴州省貴陽市人民検察院「厳厲打撃　初戦告捷――貴陽市、区検察院厳厲打撃刑事犯罪分子工作小結」人民検察1983年10期３頁。

(93)　鈴木賢「人民法院の非裁判所的性格――市場経済化に揺れる法院の動向分析――」比較法研究55号（1993年）178頁。

を指すのかは明示されていない)。合同事件処理においても党委員会・同政法委員会の指揮の下で行われているのである。

以上のように、これら３つの手法が刑事手続のスピードアップという面において訴訟の効率性を高めることは容易に想像できる。しかしその一方で、法的判定型裁判観の視点からは、裁判の独立性が順に失われていくという深刻な問題を孕んでいる。このことは端的には裁判で行うべき作業が裁判前に行われているという点に表れている。とりわけ共同事務処理や合同事件処理においては、政法委員会の主宰の下、裁判を待たずに裁判の結果が出ており、中立的立場から判定する第三者は存在しない。「警察・検察・裁判所３機関は戦時下の軍隊に似ており、それらの間には分業が存在するが、その分業は軍隊における砲兵、工兵、歩兵といった兵種の分業のようであ（る）」(94)という曲新久の揶揄は、言い得て妙である。こうした「砲兵、工兵、歩兵」の指揮官が党委員会や同政法委員会、そして政府であることは、前項ですでに指摘したとおりである。「政法・警察機関はわが国の国家装置の重要な構成要素であり、人民民主主義独裁の重要な道具であ（る）」(95)というスローガンが現実に深く根付いていることをうかがえよう。

3.3.3　裁判段階１ ―― 迅速化

裁判段階における「速やかに」とは、できるだけ速やかに事件の審理を終結し、結果を出すことである。以下では、まず厳打期とそれ以外の期間（以下、これを「通常期」と呼ぶ）においてどれだけ審理期間に違いがあるのかをデータに則して明らかにし、その後、「速やかに」を実現するために採られた措置を検討する。

まずは、厳打期と通常期における審理期間の差異についてである。表３－11は1983年から1989年までの１審事件のうち、１ヶ月以内(96)に結

(94)　曲新久・前掲注（21）117頁。

(95)　孫中国等・前掲注（38）69頁。

(96)　刑訴法125条所定の審理期限は最長で１ヶ月半であるため、本来ならば１ヶ月ではなく、１ヶ月半でどれだけ結審したのかをまとめるべきかもしれない。

審した事件の件数および比率を分類毎に整理したものである。全刑事事件とは、通常刑事事件、反革命事件および経済事件（1988年以降）の合計である。なお、83年厳打の対象とされた７分野の犯罪は、反革命事件および通常刑事事件に分布しているが、これらのデータは７分野の犯罪のみを示すものではない。また、1982年以前の統計は管見に及ばず、83年厳打の開始により、どれだけ裁判がスピードアップしたのかを比較する術はない。

表３－11　１審結審期間状況比較表（1983～1989年）

年	反革命		通常刑事		経済		全刑事事件	
	件	%	件	%	件	%	件	%
1983	1118	54.7	389288	80.0	－	－	390406	79.9
1984	－	－	－	－	－	－	－	－
1985	255	38.9	155370	67.6	－	－	155625	67.5
1986	166	41.7	178541	64.8	－	－	178707	64.8
1987	105	37.0	177318	66.2	－	－	177423	66.2
1988	71	41.5	161412	67.3	29241	62.5	190724	66.5
1989	218	56.6	202196	69.3	45709	65.7	248123	68.6

出典：『司法統計資料』の「（各年）普通刑事一審案件統計表」参照。

本表からは次の２つの傾向を導けよう。①１ヶ月で結審した件数および比率が最大であったのは1983年であり、特に通常刑事事件の80％が１ヶ月以内に結審している。1985年以降のデータと比較すると、1983年には裁判段階における「速やかに」がかなり徹底されていたことが浮かび上がる。例えば、江西省では「1983年８月17日から11月30日までの３ヶ月強で、全省で１万374件の刑事事件を結審し、１万5334人に判決を下した。これは過去２年間の業務量に匹敵する。95％の事件は１ヶ月以内に結審した。以前は１ヶ月以内に結審できた事件は70％ほどであった。

しかし、1983年から1990年までの統計を見ると、毎年通常刑事事件の95％前後が１ヶ月半の法定期限内に結審しており、厳打期の特徴を浮かび上がらせることができない。また、本表は法定期限内に結審できたか示すためではなく、どれだけ「速やかに」裁判が行われていたかを示すためのものであるため、このようにした。

重大刑事事件については審理を優先し、様々な手段を講じて事件処理の速度を加速させた。大多数は半月ほどで結審した」[97]という。2年分の事件を3ヶ月半で「様々な手段を講じて」審理したという事実は、1983年の「速やかに」の徹底ぶりを物語っているであろう（この「様々な手段」の内容については後述する）。このほか、「第1戦役の第1戦において、犯罪者124名を勾留した。裁判所に起訴された105名については、60日間で全て結審した。平均10日間である。『三大刑』を科した事件は平均8日間である」[98]という黒竜江省賓県の例もある（「三大刑」とは実務での呼び方であり、死刑、死緩、無期懲役を指す[99]）。この例においては、「速やかに」の徹底ぶりのみならず、重い刑罰を科すべき事件については、より優先して審理が行われている事実を指摘できよう。

②これに対して、1985年および1986年においては83年厳打が継続されていたが、1987年以降と大差がない。このことは、83年厳打においては――データのない1984年は別として――1983年を除き、裁判段階における「速やかに」は通常期と大差がない、換言すると全国的傾向としては、開始当初は「速やかに」が徹底されたが、以後は徐々に平静化していったことを意味すると考えられる。

とはいえ、個別具体的な事例からは、1985年においても、極めて「速やかに」事件処理が進められていることがうかがえる。例えば、福建省三明市では1985年に次のような事例があった。「11月6日未明、XおよびYはそれぞれAおよびBを鋤や小刀で切りつけ、重傷を負わせた上、現金3000元を奪い逃走した。警察は同日夜から捜査を始め、同月10日にXを、25日にYを捕まえた。1986年11月26日、三明市中級人民裁判所は強盗罪でXに死刑、Yに無期懲役の判決を下した」[100]という。事件発生から20日後には審理を終え、Yについては捕まった翌日に無期懲役の判決が下されており、「速やかに」打撃が加えられている。

---

(97) 『江西省法院誌』104頁。

(99) 『賓県誌』327頁。

(99) 例えば、林準（最高裁副所長）は「無期懲役、死緩、死刑の三大刑」と表現する（「打撃与防範並挙　促進廉政建設」前掲注（86）100頁）。

(100) 『尤溪県誌』487頁。

次に、「速やかに」を実現するための具体的な措置である。これには先述（3.2.2参照）した裁判迅速化の決定および裁判所法の改正による手続変更、さらには事前介入、共同事務処理、合同事件処理といった刑訴法に違背する事件処理の手法のほか、⑴裁判官の増員、⑵事件処理のプライオリティの調整、⑶事件管轄の変更、⑷弁護権の制限、⑸「２つの基本」の採用がある。以下、順に見ていこう。

⑴　裁判官の増員

83年厳打開始以降、大量の刑事事件が起訴された（表Ｉ－１参照）。1983年は、実に前年の倍以上である。そのため、既存の処理能力を超えたようである。そこで、裁判所は眼前に置かれた大量の事件を処理するために、裁判官を増員し、厳打対象の事件により多くの裁判官を割り当てた。例えば山東省青島市では「厳打のニーズに応えるために、市・区の両級裁判所（中裁と基層裁を指す）は、組織上相応の調整を行い、全ては厳打に従い、結集できる力量を優先的に刑事犯罪への打撃に集中させた。1983年８月10日以前において、裁判所の刑事担当判事は89名であったが、厳打後、刑事担当判事は171名に増え、同年12月末には274名に増えた」[101]という。

こうした裁判官の供給源は、主に党機関や行政機関（中国ではまとめて［党政機関］と呼ばれている）であった。例えば、安徽省霍山県では「県党委員会は他の機関から６名の幹部を（裁判所に）異動させ」[102]、また、湖北省枝江県では「県直属の各機関から派遣された51名の幹部が裁判活動に参加し、警察・検察・裁判所の３機関合同事件処理を行った」[103]という。

このほか、「国の法律業務従事者」[104]と位置づけられ、その業務組織である法律顧問処が「司法行政機関の組織上の指導および業務上の監督

---

(101)　『青島市公安司法誌』243頁。

(102)　『霍山県誌』590～591頁。

(103)　『枝江県誌』582頁。

(104)　全国人大常委会「弁護士暫定条例」（1980年８月26日採択・公布、1982年１月１日施行）１条。

を受ける」[105]とされていた弁護士も、裁判所や検察などに配転されたようである[106]。

また、これら以外の供給源としては、大学生のインターンがある。例えば、梁根林（当時は北京大学法律系の学生）は、「1983年の厳打には、実のところ私も参加しており、我々は当時ちょうど実習中だった。同年９月、私は河北邢台市に実習に赴き、何度か裁判長をしたこともある」[107]と当時の様子を振り返っている。実習中の大学生が裁判長を担当したのである。

⑵　事件処理のプライオリティの調整

事件処理のプライオリティの調整とは、厳打対象の事件を優先的に処理することである。例えば、浙江省金華市では、「（1986年１月まで）全市の検察機関は殺人、無頼、強姦、強盗、重大窃盗、爆破その他の社会治安を由々しく乱す犯罪などの７種類の事件をまず処理した」[108]という。また、貴州省貴陽市検察院では、厳打期の業務上の注意点として、第１に「最近の重大事件の処理を優先し、特に死刑に処されるであろう事件を優先的に処理し、打撃の重点を際立たせる」[109]ことを挙げており、先に挙げた江西省の裁判所も「重大刑事事件については審理を優先し」[110]、また青島市の裁判所でも「結集できる力量を優先的に刑事犯罪への打撃に集中させた」[111]という。このように、厳打期においては厳打対象の事件を優先的に処理し、その中でも死刑事件などの重大事件を最優先させている。

---

[105] 同条例13条２項。

[106] 司法部「弁護士の業務は移転後その弁護士資格を保留すべきことに関する批復」（1984年７月11日）における「弁護士が検察院、裁判所などの政法機関に配転された後……」という記述から、このことがうかがえよう。

[107] 『刑事政策検討』31頁（曲新久報告「厳打的刑事政策分析」に対する梁根林のコメント）。

[108] 『金華市誌』262頁。

[109] 貴州省貴陽市人民検察院・前掲注（92）３頁。

[110] 『江西省法院誌』104頁。

[111] 『青島市公安司法誌』243頁。

⑶　事件管轄の変更

先述（1.3.1Ⅲ⑴参照）のように、「無期懲役または死刑の判決を下す通常刑事事件」（刑訴法15条）の１審は原則として中裁に管轄権があるが、「上級人民裁判所は必要なとき、……自己の管轄する１審刑事事件を下級人民裁判所に裁判させることもできる」（同法18条前段）。両規定に基づき、最高裁・最高検・警察部は1983年８月16日、連名で「当面の刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える期間においては、中級人民裁判所は必要なときには、社会治安に由々しき危害を及ぼし、無期懲役または死刑の判決を下すべき１審通常刑事事件を、基層人民裁判所に裁判させると決定することができ、もってこれらの罪責が重い通常刑事犯を法に従い重きにかつ速やかに懲らしめるようにする」と通達した[112]。本通知を受け、例えば、浙江省五河県では、「1983年８月、第１次重大犯罪打撃において、中級人民裁判所は県人民裁判所に無期懲役および死刑事件の審理を授権した」[113]という。

しかし、実際には「逆に段階［層次］[114]が増えたため、かえって時間がかかるようになり、しかも少なくない基層人民裁判所の事件処理能力は不足しており、担いきれない」という理由から、同年12月２日に最高裁・最高検・警察部が連名で、無期懲役または死刑の判決を下すべき１審通常刑事事件の管轄を中裁に戻すよう通達した[115]。その間、わず

---

[112] 最高裁・最高検・警察部「無期懲役または死刑の判決を下す１審の通常刑事事件の管轄問題に関する通知」（1983年８月16日）。

[113] 『五河県誌』426頁。『金華市誌』265～266頁も同旨。また、湖北省応山県でも同様の措置が講じられたという（『応山県誌』480頁参照）。

[114] ここで「段階」が増えるとは、１審が中裁の場合は、死刑許可に辿り着くまでに、中裁→高裁の２段階しかないが、１審が基層裁の場合には、基層裁→中裁→高裁と３段階を経なければならないことを指す（死刑の許可は高裁に授権されている）。

[115] 最高裁・最高検・警察部「無期懲役または死刑の判決を下す１審の通常刑事事件を中級人民裁判所が管轄することに関する通知」（1983年12月２日）。ただし、本通知が「無期懲役、死刑判決にあたる第１審一般刑事事件の基層人民裁判所への管轄移送を一律に禁止したものとみなされるなら、それもまた刑事訴訟法第18条に違反するものといわねばならない」（田中信行「現代中国法の構造と機能」社会科学研究47巻６号（1996年）51頁）。

か3ヶ月半であった。

(4) 被告人の弁護権の制限

表3－12　1審における弁護状況表

年	結審数(件)	弁護人参加*	内訳(人)	弁護人参加率(%)			弁護士参加率(%)		
			弁護士	反革命	通常	全体	反革命	通常	全体
1983	525611	91847	64020	27.3	17.4	17.5	23.5	12.1	12.2
1984	450259	114821	110675	26.0	25.5	25.5	31.4	24.5	24.6
1985	249910	78252	82228	56.2	31.3	31.3	62.7	32.8	32.9
1986	298291	102617	120643	39.2	34.4	34.4	53.6	40.4	40.4
1987	292136	106579	136684	41.9	36.5	36.5	546.6**	46.2	46.8

出典：『司法統計資料』の「(各年) 刑事一審案件執行訴訟法情況統計表」参照。84年以降の「結審数」の各統計データについては、それぞれ「普通刑事一審案件統計表」のデータを利用した。弁護人・士参加率は件数ベースである。
*「弁護人参加」項目の単位は明記されていないが、「件」と思われる。
**なお、1987年の反革命事件における弁護士の訴訟参加率が異常に高いが、原データのママである。

83年厳打においては、弁護活動は訴訟の進行を妨げ、被告人をしかるべき罪から逃れさせるものであり、したがって、厳打に対抗するものであるとして、弁護活動が行われなくなった地方もあった(116)。また、中央レベルでも「『厳打』開始時に、弁護士を主管するある責任者は、全国的な会議において、重罪の被告人の弁護を止めるよう求めた」(117)と

(116) 例えば、庄広沢「在厳厲打撃刑事犯罪中律師的弁護不是可有可無」法学1983年11期36頁には、次のような指摘がある。「弁護士の刑事弁護活動を刑事犯罪への打撃活動と対立させ、現時点においては弁護士の弁護活動は停止すべきであり、この闘争に対抗してはならないとする者もいる。はなはだしきに至っては、これらの重大刑事犯罪者は犯罪事実が明白で、証拠も確かである以上、さらに弁護によって何を弁明しようというのか、弁護が上手くいけば民意に悖ることになり、悪人を罪責から逃れさせ、この闘争に異を唱える悪名が高くなるだけだ、と宣う弁護士すらいる。そこで、刑事弁護を『一時中止』する事態に陥った地方もある」、と。

(117) 孫国祥「歩履維艱的当代中国刑事弁護」複印報刊資料訴訟法学・司法制度1999年10期11頁〔原載：南京大学法律評論1999年〕。

いう。その後、この発言は撤回されたようであるが、「それは刑事弁護に対する曲解、その影響の深さを十分に映し出している」[118]といえよう。

こうした「刑事弁護に対する曲解」を反映し、実際に刑事弁護件数が減少した。表３－12は1983年から1987年までの刑事事件の１審における弁護状況（とりわけ弁護士）をまとめたものである。本表から明らかなように、弁護士弁護人、その他の弁護人を問わず、その訴訟参加率は1983年が最低であり、その後徐々に上昇している。

なお、1982年以前の訴訟参加率状況は管見に及ばず、1982年のそれは、1983年よりも低かったかもしれない。しかし地方に目を移すと、例えば山東省棗庄市では、「1981年、刑事事件121件について弁護を担当し、1982年に181件に達した。1983年、全国で『重大刑事犯罪活動への厳しい打撃』が展開され、『重きにかつ速やかに』が強調されたため、一度、事件処理手続が軽視され、刑事弁護もその影響を受け、事件数が122件まで減少した。1984年、厳格に法制度を遵守するとの指導思想が樹立・徹底されたため、刑事事件の弁護件数は再び158件まで増加した」[119]という。1983年の弁護件数が前年と比べて32.6％も減少したのである。さらに『屯溪市誌』（安徽省）にも、弁護制度は「1983年に一旦停止され、1984年に再開された」[120]という記述がある。同市では全く弁護活動が行われなかったのである。このように、多くの地域で弁護権が制限されていたことがうかがえよう。

(5)　「２つの基本」の採用

有罪基準を引き下げる「２つの基本」（2.1.3参照）は、83年厳打においても「速やかに」に資する措置として引き続き用いられた。例えば、最高検「刑事犯罪に厳しく打撃を加える闘争における法律の具体的運用の若干の問題に関する答復」（1984年１月９日）四(1)は、「２つの基本を堅持しなければならない。すなわち、基本的犯罪事実が明らかで、基本的証拠が確かであること」と指示する。そして、「これ以降、『２つの基

(118)　同上。
(119)　『棗庄市誌』453頁。
(120)　『屯溪市誌』279頁。

本』が重大刑事犯罪に法に従い重きにかつ速やかに打撃を加えるための要請となった」[121]といわれ、その後の厳打においてもこれが採用された。

こうした「２つの基本」がもたらしうる現実的問題は、安易な事実認定ないしは証拠採用による誤判である。以下のケース[122]はこのことを如実に物語っている（〔コメント〕は筆者による。以下同じ）。

〔主な参考条文〕

刑法134条

故意に他人の身体を傷害した者は、３年以下の有期懲役または拘役に処する。

前項の罪を犯し、よって重傷を負わせた者は、３年以上７年以下の有期懲役に処する。人を死亡させた者は、７年以上の有期懲役または無期懲役に処する。本法に別段の規定があるときは、それによる。

同法157条

暴力、威嚇の方法により国家勤務人員の法による職務の執行を妨害した者、または人民裁判所のすでに法的効力が発生した判決もしくは裁定の執行を拒んだ者は、３年以下の有期懲役、拘役、罰金または政治的権利の剥奪に処する。

同法85条

本法にいわゆる重傷とは、次に掲げる事由のひとつに該当する傷害を指す。

①人の肢体を不具に至らしめ、または人の容貌を毀損したとき

②人の聴覚、視覚その他の器官の機能を喪失させたとき

③その他の身体の健康に対する由々しき傷害

「治安事犯の決定」１条２号

次に掲げる社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者については、刑法が規定する最高刑以上死刑までの刑に処すことができる。

……

②故意に他人の身体を傷害し、よって重傷もしくは死亡させ、情状が劣悪な者、または犯罪者を告発、摘発、逮捕し犯罪行為を制止した国

---

(121) 羅昌平・王喜娟「“厳打”原則：“両個基本”」『厳打的理論与実務』132頁。

(122) 恵熙辦主編『再審案例選編』（文匯出版社、2000年）239頁以下。

家勤務人員もしくは市民に対して凶行報復した者

〔事実の概要〕

1983年６月１日夜、被告人Ｘは服役期間中に監獄の規則に違反したため独房に入れられることとなったが、刑務官Ａ等がＸを強引に独房に入れようとした際に、Ｘが反抗し、Ａに殴る蹴るの暴行を加えた。Ａは胸、右鎖骨、左肘関節などに軟組織挫傷を負い、局部的に出血し、病院で治療を受けた。

同年７月28日、検察はＸを公務妨害罪で起訴した。

〔原審〕

原審は同年10月21日、以下のように判示した。Ｘは服役期間中に改造に抵抗し、暴力で公務を妨害した上で、それを制止した刑務官に傷害を加えた。その所為は公務妨害罪、凶行傷害罪を構成する。犯行は極めて由々しく、情状は非常に悪質であるため、刑法157条、134条、53条１項および「治安事犯の決定」１条２号に照らして、Ｘを公務妨害罪および凶行傷害罪で無期懲役、政治的権利の終身剥奪に処する。

〔１回目申訴〕

Ｘは原判決に対して申訴を申し立てたが、原審裁判所は再審査の結果、これを却下した。

〔２回目申訴〕

Ｘは「Ａは重傷ではなく、これについて併合罪とし、全国人大常委会の『厳打決定』を適用すべきではない」ことを理由に、再び申訴を申し立てた。今回は上級裁判所が再審査を行い、1996年６月19日に刑事裁定を下し、自判することとなった。

〔再審〕

再審裁判所は1996年７月22日、以下のように判示した。法医鑑定の結果は、司法部・最高裁・最高検・警察部「人体重傷鑑定基準」（1990年３月29日）91条および最高裁・最高検・警察部・司法部「人体軽傷鑑定基準（試行）」（1990年４月２日）18、20、27条規定によると、Ａの傷は軽傷にすら至らず、これが重傷に該当しないことはいうまでもない、というものである。よって、Ｘの行為は公務妨害罪を構成するが、Ａの傷は軽傷にも至らず、したがって、「治安事犯の決定」を適用し、Ｘに凶行傷害罪を認定した原判決は、法適用の誤りである。よって刑事訴訟法

150条、刑法157条規定に基づき、原判決を破棄し、Ｘを公務妨害罪で懲役３年の刑に処する。

〔コメント〕

本件においてまずもって問題となるのは、83年厳打当初に行われた原審が認定した重傷が、1996年に行われた再審により、軽傷にすら至らないと認定された点である。全く異なる判断である。だが、ここで注意しなければならないのは、再審で用いられた軽傷か重傷か、さらには軽傷に該当するか否かの判断基準は、1990年に実施されたものであるということである。つまり、再審は事後的な基準によって判断を下したのである[(123)]。

とはいえ、何が重傷かについては刑法85条が規定している。ところが、評者によると、「被害者Ａの傷が軽傷か軽微傷かについて、起訴時に法医鑑定を行っておらず、原審もＡの傷の程度について鑑定を行って（いない）」[(124)]という。原審は鑑定すら行わなかったにもかかわらず、後に軽傷にすら至らないとされた傷を、重傷と認定したのである。基本的事実も明らかにされておらず、また基本的証拠も確かではないことは、いうまでもなかろう。この意味で、本件は「２つの基本」にも反するものであるが、こうした事態の根源には、「２つの基本」があるといえよう。

また、本稿の問題意識に則していうと、本件には論点がもうひとつある。それは、日本では観念的競合とされるであろうＸの行為が併合罪として処断されたことである。この点、中国の刑法実務および理論においても、１個の行為が数個の罪名に触れた場合、すなわち観念的競合は認められており、法定刑が最も重い罪で処断するとされている[(125)]。また、評者も「Ｘの犯行は、１個の犯罪故意であり、１個の犯罪行為であり」

---

(123) 筆者の知る限りにおいては、軽傷の鑑定基準は本論で示した1990年の「人体軽傷鑑定基準（試行）」が最初のものであり、重傷については司法部・最高裁・最高検・警察部が連名で1986年８月15日に下達した「人体重傷鑑定基準（試行）」が最初のものである。

(124) 恵熙荃・前掲注（122）241頁。

(125) 『試用教材刑法学』277～278頁、高銘暄主編『刑法学原理（第２巻）』（中国人民大学出版社、1993年）521～522頁など。

と、この点を指摘している。１審は「重きに」[126]のために、１罪で処断すべき事案を併合罪で処断したのである。

しかも、検察が起訴したのは７月28日、つまり厳打前であり、このとき検察は公務妨害罪だけで起訴した。これに対して、厳打開始後の同年10月21日に判決を下した原審は、「重きに」のために１罪で処断すべき事案を併合罪で処断した。厳打がなければ公務妨害罪の１罪だけで決着していたのかもしれない。

3.3.4　裁判段階２ ―― 重罰化

陳興良（北京大学教授）が実際に体験した次のエピソードは、83年厳打の「重きに」の凄まじさを何よりも雄弁に物語っている。すなわち、「私は自身が弁護を担当した窃盗事件の判決書を受け取った。第１被告人は懲役15年、私が弁護した第２被告人は懲役10年だった。その後すぐに厳打が始まった。私は裁判所の門で布告を見て愕然とした。第１被告人はすでに死刑即時執行の判決を言い渡され、私が弁護した第２被告人は死緩を言い渡されていたのである。つまり、私が受け取った判決書は一夜のうちの失効し（た）」[127]、と。

このように一度下された判決すら、厳打開始を機により重い判決に変更されたのである。このエピソードからは83年厳打における「重きに」の徹底ぶりを、また厳打開始を合図に厳打の「重きに」が適用されていることを看取できよう。行為時に厳打でなくとも、裁判時に厳打であれば「重きに」が適用されるのである（先ほど前項⑸で紹介したケースからもこのことはうかがえよう）。

本項の課題は、こうした厳打期の「重きに」がどの程度のものであったのか、換言すると厳打期と通常期において、どれだけ量刑上の違いが

---

[126] 最高裁・最高検・警察部・司法部「労働改造犯および労働矯正被処分者の改造期間における犯罪活動に厳しく打撃を加えることに関する通知」（1983年８月28日）一― ３では、「幹部、警察官その他の人員を殺害し、もしくは傷害し、または幹部もしくは警察官の銃器武器を強奪した者」を打撃の主要な対象としている。

[127] 陳興良「前言」『刑事政策検討』３頁。

生じたのかをデータに則して明らかにすること、そして「重きに」を実現するためにどのような措置が講じられたのかを明らかにすることの２点である。

まずは、厳打期と通常期の間にどれだけ量刑上の差異があるかについてである。

表３－13　治安事犯刑罰分布表（1979～1988年）

年	判決発効人員	５年以上		５年未満		拘　役		執行猶予		無　罪	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1979	94080	23515	25.0	55103	58.6			3157	3.4	2192	2.3
1980	148494	32523	21.9	85493	57.6	9805	6.6	8111	5.5	1761	1.2
1981	197658	45417	23.0	117458	59.4	12612	6.4	10936	5.5	1324	0.7
1982	200586	41222	20.6	121765	60.7	13247	6.6	13804	6.9	1226	0.6
1983	538957	255639	47.4	206042	38.2	17419	3.2	11269	2.1	1468	0.3
1984	311696	172358	55.3	103305	33.1	9361	3.0	9490	3.0	3155	1.0
1985	104987	58746	56.0	35920	34.2	2092	2.0	4148	4.0	999	1.0
1986	106461	61813	58.1	36641	34.4	2248	2.1	3400	3.2	504	0.5
1987	115378	66363	57.5	40548	35.1	2346	2.0	4031	3.5	425	0.4
1988	142630	82108	57.6	51619	36.2	2278	1.6	4265	3.0	452	0.3

出典：1979年から1983年までについては、『司法統計資料』の「（各年）刑事被告人処理情況統計表」から、「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪」とされている各犯罪のデータを抜き出した。1980年から1983年の反革命事件については同書「（各年）反革命案件被告人処理情況統計表」を参照した。ただし、両者から下記の各犯罪全てについてのデータを得られたわけではないため、不十分である。また、1984年以降については同書「（各年）厳重危害社会治安案件統計表」を参照した。異なる統計を参照しているため、両者のデータの対象が完全に一致しているとはいえないが、大きな誤差はないと考えられる。なお、1984年については、同一項目と思われるデータが「刑事被告人処理情況統計表」と「厳重危害社会治安案件統計表」では異なるが、ここでは後者のデータを用いた。

表３－13は、1979年から1988年までに判決が発効した治安事犯（厳打対象）についての刑罰の分布を整理したものである。

本表から、以下の２点の傾向を指摘することができる。ひとつは、83年厳打を契機として全体的に刑罰が重くなったことである。1982年と1983年を比較すると、1983年の懲役５年以上の刑のシェアが1982年のそれから倍増したのに対し、５年未満の有期懲役、拘役、執行猶予のシェアが半分ないしは半分近く減ったことは、このことを何よりも明確に物語っている。この点、「重きにかつ速やかに」の方針が打ち出されたに

もかかわらず、前者のシェアが逆に減った両会議後とは対照的であり、83年厳打における「重きに」の徹底ぶりを明確に浮かび上がらせている。このことは、1976年から1988年までの殺人・強姦・強盗・無頼各罪の判決発効人員における懲役５年以上の刑の比率を示す図３－１から、よりはっきりと読み取ることができる。

図３－１　殺人・強姦・強盗・無頼各罪における懲役５年以上の刑の比率（1976～1988年）

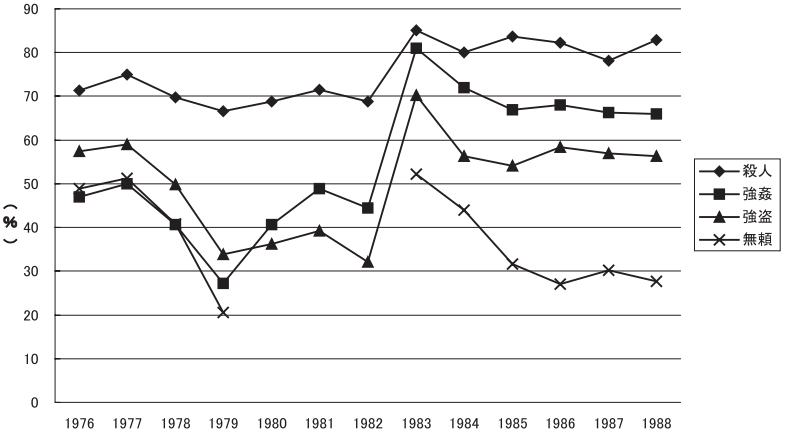

出典：1980年から1983年までについては、『司法統計資料』の「（各年）刑事被告人処理情況統計表」を、またそれ以外の年については同書の「（各年）厳重危害社会治安案件統計表」を参照した。なお、1984年については、同一項目と思われるデータが「刑事被告人処理情況統計表」と「厳重危害社会治安案件統計表」で異なるが、ここでは後者のデータを用いた。

＊1980年から1982年までの無頼罪についてはデータなし。

もうひとつは、83年厳打終了以降も、懲役５年以上の刑のシェアはほぼ右肩上がりで増加しているのに対し、懲役５年未満の刑のそれはほぼ逓減傾向にあることである。これは83年厳打以降も、厳打やその対象限定版ともいうべき［専項闘争］が頻繁に展開されており、またそうしたキャンペーンが展開されていなくとも、治安事犯については「重きにかつ速やかに」の方針（いわゆる厳打方針）が維持されているためであると考えられる(128)（ただし、ここでほぼ右肩上がりで増加しているのは、

(128) 例えば、年に１回、全国人大で行われる最高裁の活動報告では、治安事

表３－14　監獄設置状況表（1976～1989年）

地　方	1976	1984	1989	地　方	1976	1984	1989
北　京	5	6	7	湖　北		28	34
天　津	5	6	6	湖　南	14	17	17
河　北	8	21	25	広　東	13	21	22
山　西	16	19	20	海　南		14	6
内蒙古	5	11	11	広　西	11	16	17
遼　寧	20	28	29	四　川	11	16	17
吉　林	11	12	11	貴　州	15	28	30
黒竜江	12	22	18	雲　南	43	30	31
上　海	12	8	8	チベット	8	3	3
江　蘇	14	21	23	陝　西	17	20	20
浙　江	10	14	14	甘　粛	17	16	16
安　徽	9	11	11	青　海	20	17	14
福　建	11	14	14	寧　夏	5	7	7
江　西	17	15	15	新　疆	21	24	28
山　東	16	22	20	新疆兵団		42	38
河　南	15	25	24	合　計	381	554	556

出典：辛国恩等『二十一世紀中国監獄発展戦略研究』（法律出版社、2004年）16頁。

５年以上の有期懲役、無期懲役および死刑を合わせたシェアであり、これら３者のそれぞれのシェアが平均的に増加しているかは、本表から読み取ることはできない。この点については後に検討する）。また、これら以外にも、有罪率[129]が一貫して極めて高く（本表の期間の平均有罪率は99.4％である）、とりわけ厳打開始の年である1983年には99.7％にも達していることもあわせて指摘しておく。

このようにマクロ的視点から見れば、1983年を境目として、懲役５年以上の刑が突如として増加し、刑罰分布図が一新され、83年厳打以降もこうした状況が続いているといえる。これを反映し、労働改造犯や労働矯正被処分者が激増した。例えば労働改造犯については、「監獄の受刑者数も迅速に増加し、1976年の63万人から1983年には92万人に増え、その後も引き続き増加し、1986年に第一次厳打が終了した時には112万人に達していた」[130]という指摘がある。10年間で受刑者が倍近く増えたのである。そして、これに応じて監獄も増加している。1976年は全国で381ヶ所であったのが、83年厳打期間中の1984年には554ヶ所に増え、1989年には556ヶ所に増えた（表３－14参照）。吉林省では、「刑事犯罪活動

犯について「法に従い重きにかつ速やかに」の方針を引き続き実施していると報告されている。

(129)　「有罪率」とは、表３－13において「無罪」にならなかった者の比率をいう。

(130)　王玉章『社会主義監獄工作探索』（法律出版社、2003年）20頁。

に厳しく打撃を加える闘争の深い展開のため、全省の労働改造場は従来の10ヶ所から迅速に19ヶ所に増加した」[131]という。ただし、監獄も文革中に破壊されており、吉林省のように厳打による受刑者激増が、必ずしも監獄増加の全ての要因ではない[132]。

他方、労働矯正については、83年厳打の３年間で32.1万人が労働矯正に付されたといわれている[133]。83年厳打中に刑事裁判を経て判決を下された者は174.7万人であるといわれており[134]、ここから労働矯正の「活躍ぶり」がうかがえよう。また地方レベルに目を移すと、山東省棗庄市では、「(1983年) ７月までの労働矯正被処分者は210名であったが、『厳打』以降389名に増えた」[135]といわれており、厳打におけるその多用ぶりがうかがえる。当時の労働矯正施設についての全国的なデータは管見に及ばないが、「(新疆ウイグル自治区では) ウルムチ労働矯正所を除き、その他の９ヶ所の労働矯正施設は1983年『厳打』闘争以降相次いで設置されたものである」[136]という指摘もあり、監獄と同様に、83年厳打を契機として大幅に増設されたものと推測される。

次に、ミクロ的視点から厳打期と通常期の量刑の差異を明らかにしよう。具体的には以下の２つの作業を行う。(1)地方誌を素材として、死刑を中心とする重罰のシェアが増えていることを見る。この作業を通じて、地方レベルにおいても、先に見た全国的傾向と同じ傾向が存在することを確認した上で、より具体的に重罰化の実態に迫る。(2)具体的事案を素材として、厳打期においては同様の行為であっても厳打を理由に量刑が

---

(131) 『吉林省誌（司法公安・検察）』170頁。なお、表３－14のデータと合致しないが、その理由は明らかではない。

(132) この点については、「『文革』中に一部の監獄が破壊されたが、1982年にまた一部の監獄が再建され、1983年厳打後、ニーズに応じて新たな監獄が建設された」という指摘がある（王恒勤『中国監獄労教改革新論』(群衆出版社、2002年) ７頁参照)。

(133) 孫中国等・前掲注（38）８頁。

(134) 同上。

(135) 『棗庄市誌』421頁。

(136) 「発揮労教職能配合“厳打”整治闘争 ―― 訪新疆労働教養工作管理局局長謝暉」中国司法2001年８期18頁。

引き上げられたことを確認する。

(1) 重罰の増加 —— 死刑を中心に

中国では死刑統計は極秘扱いであり、死刑については判決言渡数および執行数ともに公表されていない。学者の中には、死刑執行数があまりにも多く、国際的イメージを損なうためであると指摘する者もいる[137]。表3－13でも、死刑は5年以上の有期懲役および無期懲役とまとめて計上されており、死刑の実数は不明である。だが、「内部資料」と呼ばれる非公開の資料や地方誌を紐解くと、ごく限られた狭い地域内ではあるが、死刑運用の実態を垣間見ることができる。以下ではこれらの資料を用いて死刑運用の実態に迫りたい。

①江西省。表3－15は1980年から1990年までの同省各中裁における刑

表3－15　江西省中裁における刑罰分布表（1980～1990年）

年	判決発効人員	無期・死刑		有期懲役		その他		刑の免除		無罪	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1980	4981	127	2.5	3602	72.3	741	14.9	383	7.7	128	2.6
1981	6954	178	2.6	5578	80.2	895	12.9	247	3.6	56	0.8
1982	8506	133	1.6	6857	80.6	1217	14.3	255	3.0	44	0.5
1983	22329	1341	6.0	13109	58.7	1558	7.0	283	1.3	38	0.2
1984	17714	1017	5.7	14233	80.3	1980	11.2	332	1.9	152	0.9
1985	8434	271	3.2	6893	81.7	1038	12.3	174	2.1	58	0.7
1986	9891	258	2.6	8247	83.4	1168	11.8	150	1.5	68	0.7
1987	10599	317	3.0	8773	82.8	1307	12.3	139	1.3	63	0.6
1988	11268	404	3.6	9541	84.7	1154	10.2	109	1.0	60	0.5
1989	15712	529	3.4	13380	85.2	1589	10.1	154	1.0	60	0.4
1990	16867	591	3.5	14282	84.7	1777	10.5	176	1.0	41	0.2

出典『江西省法院誌』106頁。

(137) 「仄聞するところによると、死刑事件の統計数は保守すべき司法秘密に属する。しかし、裁判所の死刑事件数を含む既判事件数を国家秘密とする法的根拠と必要性はどこにあるのか？現実的な要因はとても簡単である。死刑事件数が多すぎると、わが国の国際的イメージを損なうからである」（陳沢憲「論厳格制限死刑適用」法学2003年4号57頁）。

罰の運用状況をまとめたものである。なお、各項目の「％」は、全刑事事件の判決発効人員を母数とした場合における当該刑罰の比率である。「無期・死刑」とは、無期懲役および死刑（死緩を含む）のことであり、「その他」とは拘役、管制、執行猶予のことであると考えられる。

本表からは、厳打開始を機に、無期懲役・死刑が多用されるようになったことが明らかである。1983年は絶対数でいえば前年の10倍に膨れあがっており、また全体における比率も4.4ポイント上昇している。その反面、「その他」、刑の免除、無罪の比率は激減している。また、1980年から1990年を鳥瞰すると、厳打期、とりわけ1983年および1984年に重い刑罰の比率が多く、軽い刑罰および無罪が少ない傾向がある。また、無期懲役および死刑の比率が1985年に下落し、それ以降、厳打前の水準に戻ることはなかったが、一定の水準を保っている。このことは、1983年および1984年に厳打ブームが最高潮に達し、1985年以降、沈静化していったことを物語っている。全体としては、厳打期間中に「重きに」の方向で刑罰が運用されていたことは明白であろう。

②江西省六安市。表３－16は1979年から1986年までの同市における刑罰の運用状況をまとめたものである。本表上段は1979年から1986年までの、下段は1983年から1984年までの刑罰の運用状況である。

表３－16　六安市における刑罰分布表（1976～1986年）　（単位：人）

年	判決言渡人員	死刑	死緩	無期懲役	５年以上＊	５年以下＊	拘役	管制
79～86	948	12	7	13	403	444	49	20
内：83～84	510	12	7	13	286	165	18	9

出典：『六安市誌』340～341頁。
＊「５年以上」、「５年以下」となっているが、これは原文のママである。

同市における死刑、死緩および無期懲役のいわゆる「三大刑」は、いずれも83年厳打開始当初に集中している。また、1983年から1984年までにかけて５年以上の有期懲役を言い渡された者は、1979年から1986年までの71％であり、５年以下の有期懲役を言い渡された者は、37.2％である。このように、1983年および1984年に三大刑の適用が集中したことに比して、軽い刑罰に属する５年以下の有期懲役や拘役、管制の適用数は相対的に少ないことから、この時期に厳打ブームが最高潮に達したこと

が分かる。

③安徽省霍邱県。表３－17は1976年から1987年の同県における刑罰の運用状況を整理したものである。

表３－17　霍邱県における刑罰分布表（1976～1987年）　（単位：人）

年	判決言渡人員	死刑	死緩	無期懲役	10年以上	５年以上	３年以上	１年以上	１年未満	拘役	執行猶予	管制	免除	無罪
1976	150	0	0	0	7	23	95	15	0	4	6	0	0	0
1977	230	0	0	0	5	82	98	19	5	5	6	5	5	0
1978	128	0	1	0	1	5	88	0	0	0	14	0	19	0
1979	102	0	0	0	3	41	20	10	0	0	12	1	15	0
1980	141	0	0	0	13	103	0	0	0	14	5	0	6	0
1981	219	0	0	0	10	18	70	59	0	28	17	0	17	0
1982	263	0	0	0	14	28	86	50	20	27	18	0	18	2
1983	597	9	16	2	114	181	113	110	0	41	5	0	5	1
1984	427	5	0	0	0	90	153	100	0	50	0	1	22	5
1985	226	0	0	0	16	21	69	47	0	37	0	14	16	4
1986	185	0	0	0	5	25	98	0	0	24	11	1	17	4
1987	181	0	0	0	3	29	100	13	0	28	0	0	5	3

出典：『霍邱県誌』583～584頁。

本表から、以下の２点の特徴を指摘することができる。ひとつは、1983年に突如として重罰が多用されるようになったことである。すなわち、死刑、死緩および無期懲役のいわゆる三大刑は、厳打開始前においては皆無に近かったのが、厳打が開始された1983年に突如として適用されるようになった。また、有期懲役刑においても、長期のシェアが大幅に増えている。有期懲役を５年以上と５年未満の２つに分けると、その差は一目瞭然である。すなわち、1981年および1982年においては５年未満が有期懲役刑全体の８割前後を占めていたのに対し、1983年には５年以上が56.9％、５年未満が43.1％となっている。

もうひとつは、1984年以降、重罰の比率が減少し、1982年以前の水準に近づいたことである。例えば、死刑について見ると、1984年に５名に言い渡されたが、それ以降は皆無である。また、５年未満の有期懲役が、有期懲役刑全体の７割以上を占めるようになっている。

このように、厳打の開始を期に、重罰が多用されるようになったが、それは1985年以降、厳打以前の状況に戻っていったといえよう。

④黒竜江省双鴨山市。表３－18は1979年から1985年までの同市における三大刑の運用状況をまとめたものである。本表から明らかなように、三大刑の適用が厳打期に集中している。

表３－18　双鴨山市における三大刑分布表（1979～1985年）（単位：人）

年	判決言渡人員	死刑	死緩	無期懲役	有期懲役	その他
1979	72	5	1	0	51	15
1980	175	1	2	1	129	42
1981	260	1	0	4	187	68
1982	302	1	1	5	198	97
1983	662	21	17	24	449	151
1984	553	25	19	20	372	97
1985	284	17	2	3	201	61

出典：『双鴨山市誌』844～845頁。

⑤黒竜江省拝泉県。表３－19は1979年から1985年までの同市における三大刑の運用状況をまとめたものである。本表から明らかなように、三大刑の適用が厳打期に集中しており、とりわけ死刑は1983年および1984年に集中している。ここから、1983年に一挙に厳打ブームが盛り上がり、1984年以降徐々に沈静化していった様子がうかがえよう。

表３－19　拝泉県における三大刑分布表（1979～1985年）（単位：人）

年	死刑	死緩	無期	合計
1979	2	1	0	3
1980	0	1	2	3
1981	0	0	0	0
1982	0	0	0	0
1983	10	3	5	18
1984	3	2	7	12
1985	0	1	0	1

出典：『拝泉県誌』388頁。

⑥山東省棗庄市。同市では、1983年から1985年末までに、刑事事件2089件、2810名について結審し、そのうち死刑は67名、死緩は39名、無期懲役は91名、有期懲役は2344名、刑の免除が47名、無罪宣告が９名、他の

処理が213名であったという[138]。判決言渡人員の実に2.4％が死刑であり、７％が三大刑を言い渡されている。また、同市では、1983年８月から11月までに245件（347名）の強姦・無頼事件を結審し、18名に死刑、７名に死緩、19名に無期懲役を言い渡した[139]。強姦・無頼事件については、全体の5.2％が死刑を言い渡されており、７分野の対象の中でもとりわけ重点とされた無頼事件に対する重罰化が浮き彫りにされている。

⑦100の郷鎮。表３－20は警察部の「中国農村犯罪問題研究」プロジェクトによる調査結果の一部であり、調査対象である広東、江蘇、山東、河南、安徽、湖北、四川、吉林、陝西省、広西チワン族自治区の９省・１自治区における100の郷鎮における1978年から1989年までの刑罰分布状況を整理したものである。

表３－20　100郷鎮における刑罰分布表（1978～1989年）（単位：人）

年	死　刑	死　緩	懲　役	年	死　刑	死　緩	懲　役
1978	6	5	248	1984	29	8	1243
1979	4	0	294	1985	15	0	887
1980	3	0	411	1986	7	6	945
1981	4	2	556	1987	22	10	1344
1982	11	8	738	1988	20	5	1357
1983	52	16	1455	1989	20	10	1848

出典：公安部課題組「中国農村百郷鎮犯罪問題調査綜合報告」李忠信主編『公安社会科学研究報告選』（中国人民公安大学、2000年）217頁。

本表から以下の３点が明らかである。(ⅰ)厳打開始の1983年に受刑者が大幅に増加した。とりわけ死刑は前年比約５倍であり、死緩および懲役刑が前年比約２倍であることと比較すると、死刑の増え方の特異さが目立つ。(ⅱ)しかし、1984年以降、死刑、死緩および懲役は減少し、1986年には厳打開始前の1982年に近い数字になっている。このことは、厳打ブームが1983年に一挙に盛り上がった後、徐々に平静化していったことを意味すると考えられる。(ⅲ)死刑言渡数と死緩言渡数とを比較すると、前者

(138)　『棗庄市誌』430頁。

(139)　同上433頁。

が後者よりも多いことが常であり、死刑が死緩の倍以上ある年もある。

以上の検討から、地方レベルにおいても、全国的傾向と同様に重罰化が進んだことが明らかであろう。とりわけ、死刑、死緩および無期懲役の「三大刑」ついては、83年厳打の開始を境目に極端な変化が生じており、それを一言でまとめると、厳打対象に対する「三大刑」、とりわけ死刑の多用ということができよう(140)。厳打期間中、「無期懲役および死刑の判決を下した犯罪者のうち、90％以上が７類の重点打撃対象に属するものであった」(141)という指摘は過言ではない。

他方、①～⑤、⑦で指摘したように、死刑、死緩および無期懲役のいわゆる三大刑については、1983年および1984年に集中しており、それ以降は大幅に減少ないしは全く適用されていない。ここから、次の２点を指摘することができる。ひとつは、厳打ブームが1983年および1984年に最高潮に達し、その後は沈静化の途を辿っていったことである。

もうひとつは、ここから、全国の統計（表）における「懲役５年以上の刑」の構成内容に変化が生じていると推測できることである。すなわち、全国統計における「懲役５年以上の刑」というデータは、５年以上の有期懲役、無期懲役、死緩を含む死刑のデータのことであり、これらをひとまとめにしているため、全国統計からは、三大刑、とりわけ死刑の適用状況が明らかではない。この点、先の検討から、全国統計における「懲役５年以上の刑」の比率は1983年に急激に上昇した後、83年厳打終了後も50％台後半を推移しているが、実際には三大刑が占める比率は減少していると推測することができる。つまり、厳打開始前と比較すれば刑罰の分布は重罰化傾向にあるが、厳打開始直後の1983年および1984年にその重罰化ブームが最高潮に達し、その後はいくぶんか沈静化していったと考えられる。

なお、ここで「いくぶんか」というのは、重罰化ブームは確かに沈静化していったが、それは決して厳打以前の水準に戻ったとか、さらには

(140) 83年厳打初期において、広東省高裁が許可した死刑のうち、98.1％が厳打対象であったという（広東省高級人民法院「対厳厲打撃刑事犯罪活動以来復核死刑案件的情況分析」人民司法1984年９期８頁）。

(141) 馬克昌主編『中国刑事政策学』（武漢大学出版社、1992年）279頁。

厳打以前より量刑相場が軽くなったとかいうわけではないということである。この点、83年厳打以前とは異なり、「懲役５年以上の刑」が全体の50％以上を占める全国における刑罰の分布状況から明らかであろう。むろん、そこには厳打対象の犯罪の最高刑が引き上げられた(3.2.1参照)ということも影響していよう。政策決定者は厳打を３年間展開すると決定したが、実務レベルにおいては、必ずしも一本調子でキャンペーンが展開されたわけではなく、そのブームが沈静化していったことが確認できよう。

⑵　ケーススタディ

「重きに」とはより重い刑罰ないしは他の制裁を科すことあり、実務においては、①法定刑の枠内で最高刑を科す（いわゆる［頂格判］）[142]、②恣意的な法適用、例えば、傷害致死か殺人か、強盗か強奪か、強姦か無頼か、１罪か数罪か（前項⑸で検討した事例参照）などについて争いのある事件を、刑罰がより重くなるように処理するなど[143]、③区別して取り扱わず、一律に重きに従って処罰する、具体的には法定の軽きに従って処罰する事由（例えば、自首、共犯における従犯）があるにもかかわらず、軽きに従って処罰しない、または逆に重きに従って処罰する[144]、などの方法が採られたようである。以下では、無頼罪（刑法160条１項）に関する４件のケースを素材として、「重きに」の実際を明らかにする。これらの事例を素材とした理由は２つある。ひとつは、一部の判決しか公開されていない中で、相対的に見て、これらの事例は比較検討に資すると考えられることである。もうひとつは、これら４例は無頼罪の中でも軽微なケースであり、「治安事犯の決定」の射程外にあるため[145]、「厳

---

[142] 羅昌平「関於在“厳打”整治闘争中貫徹依法従重従快原則的幾個問題」『厳打中的法律与政策適用』126頁。

[143] 馬克昌・前掲注（141）286頁。

[144] 同上。なお、83年厳打における具体的事例は管見に及ばないが、01年厳打における事案として、趙秉志・陰建峰「具有多個従寛情節豈能因“厳打”便頂格処刑 ―― 黄海涛窃盗案」趙秉志主編『刑事法判解研究（第２輯）』（人民法院出版社、2003年）100頁以下がある。本件については4.3.3で検討する。

[145] 「治安事犯の決定」１条１号が対象とするのは、「無頼犯罪集団の首謀者、

打を理由」とする量刑の変化が見易いことである。なお、同項規定は以下のとおりである。

「多衆が集合して殴り合いをし、他人に言いがかりをつけて騒ぎを起こし、婦女を侮辱し、またはその他の無頼行為を行い、公共の秩序を乱し、情状が悪質な者は、７年以下の有期懲役、拘役、または管制に処する」。

【ケース１】(146)

〔事実の概要〕

被告人Ｘは1983年５月８日午後９時頃、自転車に乗り友人のＹとともに帰路についていたところ、Ａ女がひとりで自転車に乗っているのを発見した。ＸはＹに「Ａをからかおう」と言い、わざとＡにぶつかった。ＡはＸを非難したが、ＸはＡを力ずくで座らせ、Ａの乳房を撫でた。Ａは助けを求めたが、ＸはＡの喉をつかみ、他人が来るまでＡを離さなかった。

〔１審〕

江蘇省東台県(147)裁判所は、1983年９月28日に、Ｘを強姦罪で懲役13年に処した。

〔２審〕

Ｘは１審判決に不服で上訴した。２審はＸの行為はなお無頼行為にとどまり、しかも強姦の故意は認められないとし、Ｘを無頼罪で懲役７年に処した。

【ケース２】(148)

〔事実の概要〕

凶器を所持して無頼犯罪活動を行い、情状が由々しい者、または無頼犯罪活動を行い危害が特に由々しい者」であり、160条では最高刑が軽すぎると考えられた行為を捕捉するものである（3.2.1参照）。実際、以下に検討する４例では、いずれも同号規定が適用されていない。

(146)　『当代審判工作（上）』345頁。

(147)　現在は東台市である。

(148)　『当代審判工作（上）』324頁。

被告人Ｘは1983年８月19日、Ａ女宅を訪問し蚊帳を販売しようとしたが、Ａに拒絶された。Ｘは喉が渇いたと言い、Ａにリンゴをもらい、食べ終わった後、Ａの腕を撫で、ふざけて「何でこんなに太ってるんだ」と言った。ＡはＸに出て行くよう言ったが、ＸはＡの乳房を撫でた。ＸはＡに平手をくらい、Ａ宅を出て行った。Ａはその夫Ｂが帰宅した後、事の経緯をＢに告げたところ、Ｂは大衆とともにＸを追いかけ、派出所に連行した。

〔１審〕

遼寧省蓋平県裁判所は1983年９月11日、Ｘを無頼罪で懲役３年に処した。

〔再審〕

遼寧省高裁は、再審手続を開始し、1984年８月11日、Ｘの行為は無頼罪を構成するには至らないと認定し、無罪を言い渡した。

【ケース３】(149)

〔事実の概要〕

1986年１月20日、広東省在住のＸは商用で重慶市に赴き、甲ホテルに宿泊した。同日夜８時頃、Ｘは従業員Ａ女がお湯を持ってきたときに、Ａの顔を撫で、Ａに平手打ちされた。Ｘはそれでも諦めずに、Ａの臀部を撫でた。Ｘは甲の従業員らにより警察に連行された。

〔結果〕

警察は治安管理処罰条例に基づき、警告およびＡに対する謝罪を命じた。

【ケース４】(150)

〔事実の概要〕

1986年３月18日午前、Ｘは混み合っているバス内で他地域の女性Ａの臀部を触った。ＡはＸの手を払いのけたが、Ｘはしつこく Ａの下半身を触り、その場で大衆により捕まえられた。

〔結果〕

(149) 「調劇婦女挨耳光」胡冠武主編『違反治安管理行為案例評析（修訂本）』（中国人民公安大学、1996年）13頁。

(150) 「乗車要流氓、法理不容」同上14頁。

警察は治安管理処罰条例に基づきXを治安拘留に処した（期間は不明）。

以上の４ケースはいずれも83年厳打期間中に処理されており、これらを比較すると、【ケース１】に暴力的要素（有形力の行使）が存在していることを除き、いずれの加害行為にもそれほど大きな差はないように思われる。にもかかわらず、それらに対する制裁は懲役７年、懲役３年、警告および被害者に対する謝罪、そして治安拘留と、加害行為の差の割には、処理結果には大きな隔たりがある。

こうした行為のいわゆる「量刑相場」について、「某地では、1983年９月以前、一般レベルの婦女に触れたり、婦女の入浴を覗き見したりするなどの行為のほとんどを犯罪と認定しておらず、ひいてはこれよりも少々質の悪い行為であっても、治安管理処罰を科して済ましていた。しかし、1983年９月以降、同地の一部の裁判所は、わりあい軽微な婦女に対する痴漢や婦女の入浴を覗き見する行為も無頼罪と認定するようになった」(151)という指摘がある。つまり、某地においては、83年厳打以前の「量刑相場」では重くても治安管理処罰であったのが、厳打開始を機に無頼罪と認定するようになったというのである。

この指摘は、先の４ケースの処理結果の推移と吻合するため、これらの分析にとって示唆に富む。すなわち、厳打開始直後に判決が下された【ケース１】（２審）および【ケース２】（１審）では、無頼罪が認定され懲役刑が言い渡された。つまり、両判決は以前であれば治安管理処罰にとどまっていた行為を、「重きに」のために無頼罪と認定し、刑罰を科したものであると考えられる。しかも、前者は刑法160条１項の最高刑である懲役７年で処断している。これはいわゆる［頂格判］の典型例であり(152)、本件の判断に「重きに」の追求が存在したことは否定できないであろう。

---

(151) 王勇「論定罪的協調統一原則」法学雑誌1990年１期16頁。

(152) 「治安事犯の決定」１条１号の「無頼犯罪活動を行い危害が特に由々しい者」に相当すると認定されれば、最高で死刑もありうるが、本件のような軽微な無頼行為でその可能性は――厳打の実態を考えると言い切ることはできないが――あまり考えられない。

他方、1984年下半期以降判断が示された【ケース２】（再審）、【ケース３】および【ケース４】では、厳打期間中であるにもかかわらず、83年厳打開始前の「相場」で処理されている。このことは、地方レベルの統計に対する分析結果と一致するといえよう。すなわち、重罰化は1983年および1984年に最高潮に達し、それ以降はいくぶんか沈静化していった、と。

以上の検討を通じて、厳打が始まった1983年、より具体的には第１戦役において「重きにかつ速やかに」がどれだけ徹底されたのか、またそれとは逆に、それ以降の戦役において徐々に厳打ブームが冷めていったことを看取できよう。

ところで、【ケース１】（１審）では強姦罪（未遂と認定されたものと推測される）として懲役13年の刑が言い渡されている。これは冒頭で紹介した②の無頼罪か強姦罪について争いのあるときに、重い強姦罪で処断するというケースに該当する法操作であると考えられる。実際の事件において争点となるのは、刑法160条１項の「婦女を侮辱する」行為と、同法139条1項(153)所定の強姦罪の未遂である。実務上および学説上、両罪の区別の決め手となるのは、「強姦の故意」の有無であるといわれている(154)。

そこで、何よりもまず【ケース１】で「強姦の故意」が認められるかが問題となろう(155)。この点について、【ケース１】の事案を読む限り、

---

(153) 同項規定は以下のとおりである。

「暴力、脅迫その他の手段で婦女を強姦した者は、３年以上10年以下の有期懲役に処する」。

(154) 最高裁・最高検・警察部「当面の強姦事件処理における法律の具体的運用の若干の問題に関する回答」（1984年４月26日）三－４は、「強姦未遂と無頼行為、無頼罪を区別する」と指示しているが、どのように区別するかについては明らかではない。この点、最高人民検察院《刑事犯罪案例叢書》編委会編『強姦罪、姦淫幼女罪』（中国検察出版社、1991年）190頁、『試用教材刑法学』440頁などは、本文で指摘したように、「強姦の故意」の有無を両罪の区別の決め手としている。

(155) 「刑法139条の強姦罪についての規定は、実際には刑法160条所定の無頼罪の一部である」という指摘が示すように、両罪は特別法と一般法の法条競合関係にあるとされている（張智輝・前掲注(5)55頁）。したがって、「強姦の故意」

XがAをからかおうとしたことは明白であり、強姦するためにAの乳房を揉んだり、首をつかんだりしたわけではなさそうである。この点は、「決して強姦の故意はなかった」と、本件２審も認めるところである。しかも、「重きに」が大勢を支配していた1983年にである。

また、【ケース１】の典拠が、「実務の経験によると、区別のカギは両者の故意の内容の差異にある。婦女を侮辱する無頼行為は、主観的には婦女を侮辱し、またはわいせつを働き享楽するためであり、強引に性交する目的はない。強姦未遂の故意内容は、婦女を姦淫することであり、（本件は）単に、犯罪者の意思以外の原因のため実現できなかっただけである」(156)と一般論を前置きした上で、本件を例として挙げていることも、本件１審における「強姦の故意」の認定に問題があったと読める。つまり、１審は「重きに」のために敢えて「強姦の故意」があると認定し、強姦罪として処断したものと考えられる。

以上のことから、実務においては「重きに」を実現するために、より重い罰条を適用する方法が採られているといえよう。厳打前であれば治安管理処罰条例を適用していた行為に、刑法の無頼罪、ひいては強姦罪を適用するのは、その最たる例である。

以上の検討を通じて、83年厳打前後の通常期と比べて、83年厳打期間中は量刑が重くなったことが明らかになったであろう。以下では、83年厳打期間中に採られた「重きに」を実現するための措置を見る。それは

があると認定された場合は、両罪の法条競合となる。ただし、この場合においても、法条競合だからといってただちに特別法である強姦罪が適用されるわけではない。なぜなら、中国の法条競合理論には、「重法は軽法に優位する」という原則があると説かれているからである（高銘暄・前掲注（125）529頁参照）。この重法が軽法に優先する原則は、罪刑均衡原則の立場から主張され、補充的な適用原則とされる。すなわち、特別法の法定刑が一般法よりも軽く、その犯罪に対しては刑罰が軽い場合は、罪刑均衡原則の見地から一般法を適用できるとされるのである（陳興良「我国刑法中的法条競合及適用」法学雑誌1986年第６期16頁参照）。なお、この点については、小口彦太『現代中国の裁判と法』（成文堂、2003年）135～136、164～167頁、拙稿・前掲注（36）100頁を参照されたい。

(156)　『当代審判工作（上）』344頁。

(1)ノルマの設定および(2)裁判の蒸し返しである。そして最後は、(3)下級裁判所から発せられた死刑適用要件緩和の要求である。なお、これは最高裁に受け入れられなかったため、「重きに」を実現するための措置ではないが、地方にも「重きに」への指向が存在することの実例であるため、ここでまとめて論じる。

(1)　ノルマの設定

83年厳打においては、「重きに」を実現するために、裁判所に対して重罰のノルマが定められた地方もあった。例えば、「重罰の判決は必ず70％以上でなければならない」、「５年以上の有期懲役の判決が刑事事件の80％を占めなければならない」、「重点打撃対象は法定刑の中間線以上の刑を科さなければならない」[157]などである。さらには、「死刑・勾留のノルマを定め、地方政法機関の業務成績を測る重要な基準とし（た）」[158]地方もあったという。

そして、最高裁副所長の林準も、83年厳打期間中にノルマや比率を定めてはならないと指示したことから[159]、こうしたノルマを定めた地方は少数ではなかったものと推測される。

それでは、誰がこうしたノルマを定めたのか。この点については、「党・政府指導者が『厳打』の成果を顕示するために、現実を顧みずに勝手気ままにノルマを課す」[160]という指摘がある。つまり、「党・政府」である。

(2)　「重きに」のための蒸し返し

中国では、裁判所および検察院は当事者の申立てを待たずに、職権で再審を開始できる（1.3.1Ⅲ(5)参照）。83年厳打においては、これらが発効判決・裁定の刑が軽いと考えたときには、この裁判監督手続に基づき、

---

(157)　馬克昌・前掲注（141）286頁。

(158)　釗作俊『死刑適用論』（人民法院出版社、2003年）81頁。

(159)　林準「抓住打撃重点　厳格依法辦事」前掲注（86）41頁。ここでいう「比率」とは、先に挙げた「重罰の判決は必ず70％以上でなければならない」といった比率のことを指していると考えられる。

(160)　陳興良「“厳打”中如何掌握刑事政策」『厳打中的法律与政策適用』84頁。

事件を蒸し返してより重い刑罰を科すという手法が採られた。[回頭案]（ないしは [回頭看]、[回鍋肉] (161)）と呼ばれるものである（以下、「裁判（または事件）の蒸し返し」と呼ぶ）。

これに関する実例は管見には及ばないが、以下の３つの通達を目にすることができた。順に見ていこう。

① 最高検「『死刑』に改判する事件に関するいくつかの意見」（1983年９月14日）

本意見では [改判]（原判決・裁定を改めることを意味する）や「判決を下す」[判処] という用語が用いられているが、検察に判決を下す権限はない。前項で見た共同事務処理や合同事件処理が想起されるが、それも深読みしすぎの嫌いがある。さしあたりここでは、[改判] を求めてプロテストするという意味で捉えておく。

本意見１条は、「死刑判決を下すのは [現行] の重大事犯を主とし、過去に重い罪について軽く処断された既決囚を死刑に改判するときは、慎重に判断すべきである」とし、慎重に裁判の蒸し返しを行うよう指示している。そして２条では、次の場合には死刑改判を求めるべきとする。すなわち、「死刑改判の対象は、元々民憤が大きく、罪が死刑相当であり、服役期間の態度が悪く、改造を拒み、または再犯し、断固殺すべき犯罪者でなければならない」、と。ただし、「罪を認めて法に服し、真面目に改造に取り組んでいる者は、改判すべきではなく、殺してはならない」（３条）とする。つまり、民憤が大きいこと、および罪が死刑相当であることを前提として、改造状態が悪ければ死刑改判を求めるべきというのである。

② 最高検「刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える闘争における法律の具体的運用の若干の問題に関する答復」（1984年１月９日）

本答復１条は、「現在の刑事犯罪に厳しく打撃を加える闘争において、過去に不勾留、不起訴、起訴免除を決定し、または党規、内規、治安処

(161) [回頭] とは、「過去を振り返る」という意味であり、[案] とは「事案」を、[看] とは「見る」ことを意味する。また、[回鍋肉] とは、いわゆる中華料理の「ホイコーロー」のことであるが、ここでは肉を鍋に戻す、つまり温め直すという意味と考えられる。

罰その他の処理を行った者について、改めて勾留を承認し、または起訴することはできるか否か？」という照会に対して、以下のように回答する。

まず、同条１号は「原処理が正しい者は、改めて処理しない。原処理が軽すぎる者も、余罪または新たな犯行が見つかっていないときは、改めて処理しない」とし、原則として蒸し返さないとした。しかし４号は、「元の犯行が由々しく、処理が過度に軽く、大衆の不満が大きいものは、原決定を取り消し、改めて勾留または起訴する」とする。原処理が過度に軽く、「大衆の不満が大きい」ことを要件に、裁判の蒸し返しを肯定している。ここでは、「大衆の不満が大きい」ことを要件のひとつとしていることが特徴的である。

③　最高検「中央政法委員会『「回頭案」の処理における問題に関する回答』を配布することに関する書簡」（1984年６月18日）

本書簡は、黒竜江省政法委員会が裁判の蒸し返しをどのように行うかについて中央政法委員会に出した照会に対する中央政法委員会の回答を検察系統に下達したものである。その内容は、中央政法委員会「『回頭案』の処理における問題に関する回答」である。

それは次のように回答する。すなわち、「『裁判の蒸し返し』の処理については、貴委（黒竜江省政法委員会を指す）の意見に同意し、余罪および新たに犯した罪を除き、原則として改めて処理しないこととする」（１条）、「すでに処理した事件を改めて処理するときには、厳格に法定手続に則り行なわなければならない。受刑者［罪犯］の刑罰を加重するときは、原処理が正しかったか否か以外にも、さらに受刑者の服役期間中の態度を考慮し、全面的に党の政策を具現化しなければならない」（２条）、と。つまり①の立場と同じであり、中央政法委員会も裁判の蒸し返しを否定していたわけではない。

そして、現場に目を移すと、例えば梁根林は実習生として裁判所に勤務していた当時を振り返り、83年厳打期に「『回鍋肉』をする ―― すなわちすでに判決を下した事件について判決が軽いと思えば再び取り出してきて改めて判決を下（した）」[162]事例を目の当たりにしたと述べる。

---

[162] 陳興良・前掲注（21）222頁（曲新久報告「厳打的刑事政策」に対する梁根林のコメント）。

また、厳打終了後における厳打期間中に下された判決・裁定に対する裁判監督について、「『厳打』前に処理し、『厳打』中に改めて判決を下し、現在申訴が申し立てられている事件については、最初の処理が明らかに軽く、厳打中に裁判監督手続に基づき再審の上改判し、処罰を加重したものであるときは、申訴人に働きかけて訴訟を取り下げさせるか、または申訴を棄却し、原判決を維持すべきである」(163)という記述がある。「『厳打』前に処理し、『厳打』中に改めて判決を下し（た事件）」とは、裁判の蒸し返しにほかならない(164)。

このように83年厳打においては、中央政法委員会および最高検のお墨付きの下、「大衆の不満が大きい」、「受刑者の服役期間中の態度」などの制約が加えられているが、「重きに」を実現するために、すでに判決・裁定の効力が発生した事件が蒸し返され、改めて重く処理されたのであった。そしてこうした措置は、「政治のニーズに応えるために、過去に違法行為を行い処理された者について、警察は改めて労働矯正処分を実施することができる」(165)という指摘が示すように、刑事手続の領域に限られなかった。

⑶　死刑適用要件緩和の要求

3.3.1で見たように、「重きにかつ速やかに」の方針はトップダウン式で地方に伝達されていったが、「重きに」自体は、決して政策決定者の独りよがりな考え方ではなく、実務にもそうした考えが、むしろ政策決定者よりも色濃く存在した。このことは、83年厳打開始後に最高裁に続々と寄せられた各地の高裁(166)からの照会に対する最高裁の回答である

(163)　汪建成主編『刑事審判監督程序専論』（群衆出版社、1990年）155頁。

(164)　「過去にすでに処理し、また余罪を発見しておらず、さらには再犯していない者でも、より重い罰で処断したものもあった」（『本渓市誌』620頁）という記述も、裁判の蒸し返しを指している。

(165)　陳瑞華「警察権的司法控制――以労働教養為範例的分析」法学2001年６期27頁。

(166)　最高裁への照会は、１級上の裁判所への照会を高裁に至るまで繰り返し、最終的には高裁が最高裁に照会すべきとされている（最高裁辦公庁「問題回答業務改善に関する通知」（1964年９月11日））。

「人民裁判所の重大刑事犯罪事件の裁判における法律の具体的運用の若干の問題に関する答復」(1983年９月20日)、「同答復(2)」(同年12月30日)、「同答復(3)」(1985年８月21日) を見れば一目瞭然である (以下、「答復(1)」、「答復(2)」、「答復(3)」と呼ぶ)。

これらでは毎回、死刑の適用除外を定める刑法44条[(167)]をめぐり、死刑判決を下すことができないとされる18歳未満および懐胎中の婦女に対する死刑適用ついて、同じような内容の照会が高裁から出された。

まず、18歳未満の者に対する死刑適用については、次の３件の照会がある (カッコ内は照会元の高裁)。

① 「犯罪時18歳未満であるが、犯行が特に由々しい者については、即時執行死刑を言い渡すことができるか否か？ (内蒙古、福建、江蘇、北京、江西、河南)」(「答復(1)」)。

② 「被告人が18歳未満のときに由々しい犯罪を行い、満18歳以降にまた犯罪を行ったときは、前後の罪を併せて、死刑に処すことができるか？ (江西、黒竜江、吉林)」(「答復(2)」)。

③ 「満14歳以上16歳未満の者が、殺人、重傷害、強盗、放火、常習窃盗罪その他の社会秩序を由々しく乱す罪を犯し、その犯罪行為が特に由々しいときは、執行延期２年付死刑の判決を下すことができるか？ (寧夏)」(「答復(3)」)。

これらの照会に対して、最高裁は次のように回答した。①については、「刑法44条規定に照らして処理すべきである」とし、「できない」とした。②については、満18歳以降に犯した罪が死刑を規定していれば、「被告人が満18歳以降に犯した罪が、法に従い死刑に処することができるか、およびそうすべきかに基づき衡量すべきである」とした。③については「満16歳以上18歳未満の者については、犯行が特に由々しければ、執行延期２年付死刑に処することができる。(しかし) 刑法は犯罪が特に由々しい16歳未満の者について、執行延期２年付死刑に処することができると規定していない」とし、「できない」とした。

---

(167) 同条は「犯罪のとき18歳未満の者および裁判時に懐胎している婦女には死刑を適用しない。満16歳以上18歳未満の者については、その犯行が特に由々しいときは、執行延期２年付死刑に処することができる」と定める。

次に、懐胎中の婦女への死刑適用については、次の２件の照会がある。

④　「ひとつは、事件が人民裁判所に起訴される前に、被告人が未決拘禁期間中に、中絶させられたときは、すでに懐胎した婦女ではなくなったと認定できるか否か、ということである。もうひとつは、裁判所が事件を受理したときに、被告人は懐胎中の婦女であり、中絶した後に死刑判決を下そうとすることである。我々の考えでは、未決拘禁期間中であろうと、裁判所における裁判時であろうとも、懐胎中の婦女については、死刑判決を下すために中絶を行うべきではない。すでに中絶した者については、懐胎中の婦女とみなして死刑を適用すべきではない。（福建、湖南、甘粛、浙江、黒竜江、河南）」（「答復(1)」）。

⑤　「裁判時に懐胎している婦女には死刑を適用しないが、執行延期２年付死刑に処すことはできるか？……（北京）」（「答復(2)」）。

両照会に対する最高裁の回答は以下のとおりである。④については、「刑法44条および刑事訴訟法154条の規定に照らして処理すべきである。すなわち、人民裁判所は『裁判時に懐胎している婦女には、死刑を適用しない』。人民裁判所が裁判時に、身柄拘束・取調中にすでに懐胎していたことを発見したときは、やはり上述の法規定に照らして、死刑を適用しない」とした。⑤については、「執行延期２年付死刑は執行を延期する死刑の制度のひとつである。懐胎中の婦女に死刑を適用しないことには、またその者を執行延期２年付死刑に処することができないことが含まれている」とし、「できない」と答えた。

以上の各地の高裁から出された照会からは、「裁判実務において、人民裁判所には死刑の適用範囲を拡張しようとする衝動が存在して」[168]いることが看取できよう。刑法44条規定に明らかに反している①、③および⑤、さらには懐胎中の婦女を中絶してまで死刑を適用しようとする④はその顕著な表れである。

しかし、この「死刑の適用範囲を拡張しようとする衝動」は、必ずしも裁判所だけに存在するものではなく、さらにいうなれば、裁判所には明文規定を破ってまで「死刑の適用範囲を拡張しようとする衝動」はないのかもしれない。すなわち、「司法実務において、多くの地方人民裁

(168)　曲新久・前掲注（21）255頁。

判所が問い合わせる必要のない問題についてまでも最高人民裁判所に照会するのは、往々にして裁判所が何らかの形で権威の挑戦を受け、最高人民裁判所の支持を得たいからである」[169]、と。つまり、地方の下級裁判所としては分かり切った問題であっても、外部の「権威」（これは党委員会や政府を想定しているものと思われる）の挑戦を受け、最高裁のお墨付きを得るためにやむを得ず照会する場合もあるというのである。法規定上明々白々であり、しかも裁判所内では意見がまとまっているにもかかわらず、わざわざ最高裁に照会した④は、この場合にあたるのかもしれない。

このように、下級裁判所が刑法の明文規定を破ってまで18歳未満の者や懐胎中の婦女に死刑を適用しようと何度も試みた一方で、最高裁がそのたびにその試みを退けた。最高裁がこうした地方の突き上げを抑え込んだのである[170]。このことは、法よりも政策を優先する傾向が中央よりも地方の方が強いことを示しているといえよう。またそれと同時に、こうした動きを通じて、明らかに違法であると分かりつつも、地方の権威に抗えないという裁判所の現実が浮き彫りにされていることを、ここで確認しておく。

3.3.5　裁判段階 3 ――「法制宣伝」

83年厳打においては、［法制宣伝］の一環として、大衆大会など大衆に見せつける形で被告人に対して判決を言い渡す判決宣告大会が行われた。

［法制宣伝］とは、「人民大衆に対する国の憲法および法律の擁護・遵守に関する宣伝教育活動」[171]といわれている。とりわけ厳打期においては、「重大犯罪行為を大衆の目に晒し、事実または感情により宣伝対象（人民大衆を指す）の共鳴を引き起こし、宣伝対象の犯罪行為に対する抵抗・反対を引き起こす宣伝対策」[172]という「見せしめ」的な煽

---

(169) 同上181頁。

(170) 曲新久は「当時の『厳打』の雰囲気においてはまた貴重なことでもある」と評価する（同上255頁）。

(171) 『法学詞典（増訂版）』（上海辞書出版社、1986年）611頁。

(172) 牛克・劉玉民『法制宣伝学』（人民法院出版社、2003年）12頁。

動的法制宣伝［鼓動性法制宣伝］が多用される。社会を一致団結させて、党および政府とともに犯罪に立ち向かわせようとするのである。犯罪者は敵であり、党および政府は人民の味方であるという敵を創出する政治的ロジックが滲み出ている。

こうした煽動的法制宣伝の代表例のひとつは、現地裁判である。犯罪現場の近くで大衆を集めて裁判を行うそれである。83年厳打期においては、「多くの高・中級裁判所で『現地裁判』の方法が用いられた。すなわち、裁判所の幹部が合議体（の裁判官）を引き連れて各地に赴き、仕事を分担してそれぞれが責任を負い、重大事件を現地で開廷し、現地で合議し、しかる後に法に従い裁判委員会の決定を仰ぐために報告する」(173)、と。ここでは「裁判委員会の決定を仰ぐ」という点に留意されたい。

もうひとつの煽動的法制宣伝の代表例は、大衆大会を開催して、大衆の目前で被告人に対して判決を言い渡す判決宣告大会である。

83年厳打の前年の記述ではあるが、それによると、実際の判決宣告大会は次のように進められるという。「高い判決宣告台の前で、犯罪者は縄できつく後ろ手に縛られ、警察服を身に纏った護送者が力強く犯罪者の両手をつかみ、頭を押さえつけたり、かがませたりしている。ひとたび判決が宣告されれば、すぐさま引きずるようにして犯罪者を連れて行く。一部の地方では、現在でもまだ犯罪者に看板をぶら下げ、ひざまずかせ、判決宣告を聞かせ（ている）。……こうしたシーンを撮影して印刷した上で配布し、法律と規律を宣伝する材料とし、長期間至る所の宣伝欄で展示し、『威嚇作用』を発揮させている地方もある……」(174)、と。ここでは時代劇さながら、正義の味方（国家権力およびそれを掌握する党）が悪人（＝犯罪者）を成敗しているといった観を呈している。

そして、こうしたシーンを見せつけることにより、味方である大衆の正義感情を満足させ、その団結を図るとともに、犯罪から遠ざけようとし、また罪を犯した者については自首するよう警告するのである。例えば陝西省米脂県では、「（1983年）９月16日に１万人規模の公開判決宣告大会を開催し、17事件、28名の犯罪者に対して法に従い判決を下し、人

(173) 前掲注（22）３頁。

(174) 陳鵬生「提唱招開“文明方式的宣判大会”」法学雑誌1982年２期48頁。

心をすっきりさせた」[175]といい、大衆の正義感情が満たされたことを強調している。また山東省棗庄市では、「1983年、市の両級人民裁判所が802名の典型的事件の犯罪者を選び、判決宣告大会を103回開催し、大会に参加した幹部・大衆は150万人に上った。同年国慶節前後に、棗庄市中級人民裁判所は相次いで大規模で勢いのある判決宣告大会を2回開催し、犯罪者38名について集中的に死刑を執行し、ビラ5万枚以上を配布し、大会に参加し直接教育を受けた大衆は11万名に達した。判決宣告大会後、犯罪者170名が政法機関に自首し、人民大衆は政法機関に2700回も告発・通報し、違法行為・犯罪者60名余りを連行してきた」[176]という。ここでは判決宣告大会やビラなどの形式で威嚇作用を発揮した結果として、多くの犯罪者が自首し、また大衆も積極的に刑事司法に参加し、告発や通報、ひいては違法行為・犯罪者を警察・検察・裁判所に連行したことが強調されている。

なお、刑法は自首について、「犯罪後自首した者は、軽きに従って処罰することができる。そのうち、犯罪がわりあい軽微な者は、処罰を減軽し、または免除することができる。犯罪がわりあい由々しい場合に、功績を挙げたときも、処罰を減軽し、または免除することができる」(63条)と定める。そして、最高裁・最高検・警察部が1984年4月16日に連名で発布した「当面の自首および関連問題における法の具体的運用に関する回答」(以下、「84年自首回答」と呼ぶ)によると、①犯罪事実または犯罪者が誰であるかを警察・検察・裁判所に察知される前、または質問され、もしくは強制処分を採られる前に、これらに自主的に出頭すること、②犯行をありのままに供述すること、③逃亡せずに取調べおよび裁判を受けることの3要件全てに該当した場合に、自首と認定される[177]。

さて、こうした判決宣告大会は、83年厳打において広く行われたようである。最高裁の統計によると、1985年、全国の裁判所は判決宣告大会

(175) 『米脂県誌』473頁。

(176) 『棗庄市誌』431頁。

(177) なお、①および②については例外的事由(例えば犯罪者が病気などで自ら出頭できない場合に、代理人や信書を通じて警察・検察・裁判所に犯罪事実を申告することも①の要件を充たすとされる)があるが、ここでは省略する。

を２万1434回開催し、６万5550件、犯罪者９万9585名について判決を言い渡し、傍聴者は延人数で１億3430万1700名であり、翌1986年は、判決宣告大会を2517回開催し、9346件、犯罪者１万3437名について判決を言い渡し、延人数で傍聴者は670万1885名であったという(178)。1983年および1984年の全国的データは管見に及ばないが、両年においてはさらに多かったものと推測される。

また、判決宣告大会に際しては、被告人を会場に護送するとき、または判決宣告後、刑場に護送するときに、市中引回し［遊街示衆］(179)が行われたこともあった。例えば、遼寧省大安県では、第１戦役第１戦（1983年８月２日から30日）において、「罪責が重く、民憤が大きく、影響の大きい犯罪者100名を10台のトラックに乗せ、大賚鎮、安広鎮で巡回し引き回すとともに、全県でラジオ動員大会を開催した。相次いで18人の犯罪者が自首し、父が子を、兄が弟を、妻が夫を、所属先が労働者を連れ、また本人が警察に自首するという活き活きとした局面が現れた」(180)という。

さらに、判決宣告大会の中には、判決を言い渡した後に、そのまま大衆の面前で死刑を執行する場合もあった。

公開処刑について、刑訴法155条３項はわざわざ「死刑の執行は公表しなければならないが、［示衆］してはならない」と規定し、これを禁止している。しかし、現実においては、「（1983年）９月１日、市第２中学校の広場で１万人規模の判決宣告大会を開催し、法に従い48名の犯罪者に判決を下し、周躍進、劉宏彬を処刑した」(181)、「裁判所は相次いで千人、万人以上の大衆大会を６回開催し、52名の各刑事犯罪について公開で判決を下した。法に従い強姦、婦女拐取売買、窃盗集団のリーダー、故意傷害致死犯９名を銃殺し、犯罪者を震撼させ、人民を教育・鼓舞し、

(178)　『司法統計資料』239、260頁。

(179)　［遊街］とは、街を練り歩くといった意味であるが、ここでは被疑者・被告人を引き回すことを指す。［示衆］とは、見せしめのために大衆に晒すことである。

(180)　『大安県誌』557頁。

(181)　『六安市誌』332頁。

全県の社会治安の好転を促した」[182]といった例が示すように、公開処刑が行われていた。

こうした現実に対して、1984年11月21日に中共中央宣伝部、最高裁、最高検、警察部および司法部は連名で「反動的メディアが我が犯人を処刑することを利用してデマをでっち上げて中傷することを厳重に防止することに関する通知」を出し、「国外および香港・台湾の反動的メディアの宣伝に口実を与えないために」、死刑の際に市中引回しをしてはならないと指示した。また、厳打における宣伝については、「主に犯罪者の罪悪を暴露することにより、大衆の厳正なる要求を反映し、刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える闘争の正義、ニーズおよび重要性を大いに宣伝し、説得力に富む事実を用いて、この闘争が社会治安の維持、国家の安全保障、人民の利益の保護、足を踏み外した者の教育・救済、社会の風潮の根本的な転換の獲得などの面で勝ち取った喜ばしき成果を宣伝し、国内の反革命事件については原則として報道しない」と、きめ細かく指示している。

しかし、公開処刑は引き続き行われた。1986年７月24日に最高裁、最高検、警察部および司法部が連名で「死刑執行の際の市中引回しを厳禁することに関する通知」を出し、死刑執行の際の市中引回しを再度禁止したのである。そこでは、「近年、各地における死刑を執行する際に死刑犯を市中引回しする現象はかなり減少し（た）」というものの、「しかし、なおごく少数の地方では死刑囚を執行のために護送する際に、立て札を立て、市中引回しをする方法を用いている」と指摘されている。中央の政策決定者の再三にわたる禁止にもかかわらず、現在においても「実施の効果は必ずしも芳しくはない」[183]といわれており、その根絶は、末端において激しい抵抗に遭っている[184]。

---

(182) 『長豊県誌』434頁。

(183) 李川・前掲注（26）５頁。

(184) 1988年６月１日には最高裁・最高検・警察部が連名で「既決犯および未決犯の市中引回しを断固禁止することに関する通知」を出し、死刑囚のみならず、全ての市中引回しを禁止するとした上で、それを行った場合は「関連指導者の責任を追及する」と明示した。

以上のように、厳打期においては国が犯罪者を懲らしめている様を大衆に見せつけるための様々な措置が講じられている。その狙いは次の２点にあるといえよう。ひとつは、社会一般、とりわけ潜在的犯罪者に対する威嚇であり、もうひとつは敵である重大刑事犯を容赦なく裁くことにより、大衆の正義感情を満足させ、党・国・大衆という味方の結束を固めることである。

そして、こうした判決宣告大会に際しては、「党内外の名士に一部の重大事件の事件資料に目を通してもらい、事件の概要を紹介して意見を求めたりする裁判所もある。重大事件の犯罪者の犯罪資料を末端の組織に配布して、大衆に討論するよう呼びかける裁判所もある。判決前に犯罪者が所属する工場、街道、[社隊] などの勤務先で事件の概要を紹介し、法律を説明して、大衆の意見を聞く裁判所はさらに多い」(185)（[社隊]（[社隊企業]）とは人民公社と生産大隊が所有・経営する企業である）という。実際、北京市では第１戦役第１戦（同市では８月１日から８月31日）において、８月30日に北京工人体育場で判決宣告大会を開催し、30名に死刑を言い渡した。その際、大会前の同月17日に北京市党委員会が60名あまりの名士を集めて座談会を開き、（被告人）30名に対する死刑判決について意見を聴取したという（全員が死刑に賛成した）(186)。このように、社会各界や犯罪者に関わりのあった市民の意見を吸収しようとするのである。裁判の社会的影響力に極めて繊細な注意が払われていることがうかがえる（いわゆる「（裁判の）社会効果」である）。そして、こうしたやり方は、最高裁により「裁判活動の質の向上を促すだけではなく、また法制宣伝の強化、法の威厳の伸張、犯罪者への威嚇、大衆による犯罪活動との闘争の促進に良好な役割を果たしている」(187)という評価を受けている。

ところで、厳打期における判決宣告大会は、重く処罰することを見せつける、換言すると「重きに従って」を実現するものだけではなく、これとは反対に処罰を軽くすることを見せつける政策実現［兌現］大会も

(185) 前掲注（22）２頁。
(186) 穆玉敏『北京警察百年』（中国人民公安大学出版社、2004年）608～609頁。
(187) 前掲注（22）２頁。

行われた。

ここでいう政策とは、「懲罰と寛大を結びつける政策」、より具体的には「白状すれば寛大に、抵抗すればより厳しく」[坦白従寛、抗拒従厳]および「功績を挙げれば罪を減じ、大きな功績を挙げれば奨励を受ける」[立功折罪、立大功受奨]である。前者については、犯罪事実をありのままに自供すれば寛大な処分が、また後者については、例えば他の犯罪者の犯行を捜査機関に告発するなど、治安維持活動にとって功績があったと認められた場合には処罰が軽くなることが、党および国により約束されている。

例えば山東省棗庄市では、「強姦殺人犯Xと強姦犯Yは1983年、それぞれ犯行後逃亡し、1984年8月、相次いで警察に自首した。市中級裁判所は法に従い寛大に判決を下し、Xに有期懲役3年、執行猶予3年、Yに刑の免除の判決を下し、判決宣告を公開で行った後、その場で釈放した」(188)という。自首は「白状すれば寛大に、抵抗すればより厳しく」の「寛大に」の一事由であり、本事例では、寛大に処理する政策が実現されたことになる。本判決後、「市全体で30名以上の犯罪者が警察に自首した」(189)という(190)。

---

(188) 『棗庄市誌』431頁。

(189) 同上。

(190) 「強姦殺人犯」という表現は、刑法139条3項所定の強姦致死罪(「前2項の罪を犯し、情状が特に由々しく、または重傷を負わせ、もしくは死亡させた者は、10年以上の有期懲役、無期懲役または死刑に処する」)ではなく、強姦行為と別個に評価しうる殺人行為がある場合を指すのが通例である(例えば、武伝華「社会醜悪現象屡禁不止的原因及遏制対策」公安大学学報1998年2期25頁では、「強姦殺人犯」の例として、婦女を強姦し、女児を殺害した事例を挙げる)。したがって、Xについては殺人罪と強姦罪の併合罪として処断されたものと考えられる。人を殺した場合には命をもって償うという観念[以命償命]が強く、殺人罪には原則として死刑判決が下されるといわれる中国において、殺人罪を認定したにもかかわらず執行猶予を付した本判決は極めて異例と考えられる([以命償命]の観念については、例えば楊暁雄「侵犯人身権利犯罪死刑裁量理論及実務」陳興良主編『刑事審判実務研究』(中国方正出版社、1997年)371頁、王政勛「論司法実務中的死刑控制」『刑法学文集(2001)』444頁など参照)。しかし、資料に記載されているのは引用した箇所のみであり、本件につ

このように、いわば「アメと鞭」の使い分けにより、犯罪者に自首を促すのである[191]。そして、ここでの「アメと鞭」はともに法である。法が目的実現の道具と化しているのである。また、こうした厳打期における刑罰の運用には、「労働を通じて犯罪者を真人間に改造する」[192]とされている労働改造の教育刑的発想が極めて稀薄であることを、ここで確認しておく。

3.3.6　裁判後段階

この段階では行刑段階を考察対象とする。本段階における特徴的な現象は、⑴犯罪者の社会からの隔離および⑵受刑者の申訴の制限である。以下、順に見ていこう。

⑴　犯罪者の社会からの隔離

1981年の「両労の決定」以降、都市戸籍の抹消および強制残留により犯罪者および前科者（ここでは便宜的に労働矯正処分を受けたことがある者も含むこととする）は社会、特に大・中都市から隔離されてきた。とりわけ都市住民にとって、都市戸籍を抹消され、生涯農村で暮らすことは、監獄に入ることよりも恐怖に値することであった。とはいえ、強制残留であっても改造状態が良好であれば、社会（原則として元の居住

いてどのような事実が認定され、どのような法適用がなされたのかを知る術はなく、この点についてこれ以上論じることは不可能である。

[191] なお、第３戦役（1986年３月以降）において各地で展開された反窃盗闘争において、警察が布告を出し、期限を付して自首を勧告するという方法も用いられた（「在党的政策感召和国家法律威懾下　南昌市千余名盗窃犯投案自首」『人民公安報（CD 版）』1986年４月18日、「天津市開展反盗窃闘争　一月内五千人投案自首」『人民公安報（CD 版）』1986年５月９日）。後（4.2.2および4.3.3参照）に検討するように、後の厳打においては警察・検察・裁判所（・司法行政機関）の連名で自首勧告がなされることがあるが、83年厳打においても同様であるのかは明らかではない。なお、こうした手法は1952年の三反運動においてすでに用いられていた（薄一波『若干重大決策与事件的回顧（上巻）』（中共中央党校出版社、1991年）144頁参照）。

[192] 楊殿升主編『労働改造法学』（北京大学出版社、1991年）63頁。

地）に復帰することは可能であった（以上については2.3.2Ⅰ参照）。

他方、一般残留については、警察部「第８回全国労働改造業務会議紀要」が「今後、犯人の刑期が満了すれば、強制留場すべき者を除き、いずれも捕まる前の所在地または直系親族の所在地に帰らせるべきであり」とし、それを受け、警察部・労働人事部「刑期が満了した留場（廠）就業人員の待遇関連問題に関する通知」（1983年５月４日）では強制残留を除き、「原則として就業のために残留させない」とされた。

このように、83年厳打開始直前までにおいては、「両労の決定」に基づき強制残留とされる者を除き、原則として刑期が満了すれば、また強制残留とされた者でも改造状態が良好であれば原則として、社会復帰できることになっていた。

ところが、厳打決定が出される直前の1983年８月19日[193]に司法部・警察部・最高検・最高裁が連名で出した「刑期満了の犯人および期間満了の労働矯正被処分者の社会復帰を暫定的に停止することに関する緊急通知」（以下、「83年釈放停止通知」と呼ぶ）は、釈放の要件を充たす者を一時的に釈放してはならないと指示した。曰く、「現在、全国ではまさに刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える闘争が展開されている。大量の刑期満了の犯罪者および労働矯正期間満了の者を社会に帰らせた後、治安秩序を乱し、ひいては引き続き罪を犯し、大衆の憂慮をまねくことは、大衆の動員にマイナスであり、また彼ら自身にとってもマイナスであり、こうした事態を防ぐため、以下のことを決定する。本通知到達の日より、刑期満了の犯罪者および労働矯正期間満了の者については、都市居住であろうが農村居住であろうが、いずれも一時的に帰らせず、もって社会治安および刑事犯罪活動に打撃を加える闘争の順調な進展を保障する。例外的に特別な事情がある者、または確かに改造された者については、省、（直轄）市、自治区司法庁（局――原文）の労働改造局または労働矯正処の承認を得て、釈放することができる」、と。たとえ両労人員が処分期間を終えたとしても、治安維持のために原則として一時的に残留させて、社会復帰させないというのである。しかも、「両労の決定」と

[193] 先述（3.1参照）のように、この段階においては、党中央および中央国家機関はすでに厳打に向けて動き始めていた。

は異なり、初犯者および初めて労働矯正処分を受けた者をも対象としており、また故意・過失を区別せずに、一時残留させるというのである。司法部・警察部・最高検・最高裁の通達により、憲法が保障する人身の自由[194]が剥奪されたのである。

なお、同年12月９日に司法部・警察部・最高検・最高裁「一部の刑期満了および労働矯正処分解除の一時残留者を社会に帰らせることに関する通知」が出され、以下の３つの事由にいずれかに該当する者を除き、原則として改造状態が良好であれば社会に復帰させることとした。その３つの事由とは、①「両労の決定」により強制残留とされる者、②大・中都市に居住し、犯罪がわりあい由々しく、改造されていない者、③大・中都市の戸籍を抹消された労働矯正被処分者（これには労働矯正期間中の態度が悪く、社会復帰後、再び罪を犯し本人の都市戸籍を抹消すべき可能性がある者を含む ―― 原文）である。これらの事由に該当する者は強制残留となる。

本通知は、②で初犯者も強制残留の対象とし、また③では「都市戸籍を抹消された者」（「両労の決定」１条２項２段）のみならず「再び罪を犯し本人の都市戸籍を抹消すべき可能性がある者」も強制残留の対象とした点で、「両労の決定」の強制残留の対象を拡張したものといえよう。ともに大・中都市の治安維持に重点を置くものである。しかも、両者については、裁判を経ることなく、強制残留が決定されるのである。

このように83年厳打後、それまでの流れとは逆行して、両労人員が社会、とりわけ大・中都市から隔離されるようになった。大・中都市の治安を改善するためには、治安を乱す危険のある者を大・中都市から排除すればよい、ということだったのであろう。

こうした考えの下[195]、83年釈放停止通知は、受刑者を大・中都市から離れた辺鄙な地方の監獄・労働矯正施設に収容するよう指示した。すなわち、「法に従い殺す者以外は、一律に辺境の、または当該省・自治区・直轄市の辺鄙な地方に移送して改造する」、と。例えば、1983年10月20日、

---

(194) 憲法37条は、「中華人民共和国市民の人身の自由は侵害されない」（１項）、「不法な拘禁およびその他の方法により市民の人身の自由を不法に剥奪し、または制限することを禁止し……」（３項）と定める。

(195) 以下に指摘するように、西北部の辺境地域の開拓という目的もあった。

北京市の清河農場は全国に先駆けて719名の受刑者を新疆に移送し、その後「1985年までに西北部の労働改造施設に合計６回、計数千名に及ぶ受刑者・労働矯正被処分者を移送した」(196)という。そして、第１回目の移送に際して、「政府幹部は労働改造局が統一配布した原稿に照らして、集められた受刑者に対して動員演説を行い、政府が彼らを新疆に送り労働改造する理由を述べた。すなわち、第１は首都の社会治安のニーズであり、第２は大西北部開発のニーズであり、第３は彼ら（受刑者）を改造するためのニーズである」(197)。社会秩序の維持や辺境地域の開発という目的がまずあり、その後、受刑者の改造が来るのである。その後、北京市では1984年３月19日から同年９月17日までの間に、合計6度にわたり、計4628名が新疆に移送された(198)。また別の例を挙げると、上海市では、「最近、受刑者を他地域の労働改造施設に移送した。今回、西北部のある労働改造施設に移送された者は、いずれも社会治安に由々しき危害を及ぼし、法に従い懲役刑に処された受刑者であり……」(199)と、厳打対象の受刑者を西北部の監獄に移送した。山東省青島市でも、1984年に220名の受刑者が移動されており(200)、これも辺境の監獄に移送されたものと推測される。

そして、こうした受刑者を受け入れる側である新疆ウイグル自治区の例えば農八師墾区石河子市では、「1984年５月から1985年９月にかけて、再び他地域の犯罪者4589名、現地の犯罪者230名を収容し、労働改造を行った。1984年以降に収容した犯罪者の大部分は、1983年に全国で展開された刑事犯罪に厳しく打撃を加える闘争で処断された無頼グループ犯であった」(201)という。つまり、厳打対象の受刑者、特に83年厳打の重点中の重点であった無頼犯を辺鄙な地方に移送したのである。また、先

(196) 毛空軍「西行的囚車――厳打期間向西北押運囚犯紀」法律与生活1996年８期（CNKI）33、36頁。

(197) 同上34頁。

(198) 穆玉敏・前掲注（186）610頁。

(199) 「上海市労改局負責同志就注銷部分罪犯城市戸口、押送去西北某地労改答本刊記者問」法学1983年10期９頁。

(200) 『青島市公安司法誌』293～294頁。

(201) 『農八師墾区石河子市誌』551～552頁。

の表３－14(3.3.4参照)からは、1976年から1984年にかけて北京・天津・上海の３大都市では監獄数がほとんど変わっていないのに対して、元々相対的に多かった[202]内蒙古、黒竜江、貴州、新疆（新疆兵団も含む）などの西北部の辺鄙な地方では監獄が大幅に増設されたことがうかがえる。このことは、この時期に多くの受刑者が西北部の監獄に移送されたことを裏付けるものであるといえよう。

以上のことから、83年厳打においては、社会、とりわけ大・中都市からの犯罪者の隔離が、それまでにも増して徹底して行われたといえる。

⑵　受刑者の申訴に対する制限

先述（1.3.1Ⅲ⑸参照）のように、旧刑訴法下においては誰でも何時でも判決・裁定に対して申訴を申し立て、裁判所または検察院に再審の開始を求めることができた（裁判監督手続）。このことは受刑者であっても例外ではない。

とりわけ83年厳打期においては、主に次の２つの理由から、申訴のニーズが大いにあったと考えられる。ひとつは、「法に従い重きにかつ速やかに」のスローガンの下、「独立性」を欠いた裁判が広く行われ、しかも被告人の諸権利（例えば弁護権や上訴権）が制限されたため、少なくない誤判・えん罪を生んだことである。これについては、「例えば、ある労働改造農場における1983年『厳打』以降に収監された労働改造犯の申訴問題についての調査によると、503名の犯罪者の判決書を調査し、148件の全事件記録を審査した結果は以下のとおりである。犯罪と非犯罪を混同されたため、無罪を有罪とされた者が２名、ひとりで複数の罪を犯し、そのうちの一部の罪について有罪と無罪を混同された者が15名、犯罪認定の誤りが７名、量刑が重すぎるのが13名、軽すぎるのが２名、事実が不明瞭で根拠が不十分で軽率に判決を下された者が６名、以上計45名であり、調査数の8.6％であった」[203]という指摘がある。503名の内、

---

[202]　これは、「建国初期、国の安全と国家権力の安定のため、『民と利益を争わず、犯人が脱走しにくい』という原則の下、監獄の多くは辺鄙な地方に建設され」たためである（張秀夫主編『中国監獄法実施問題研究』（法律出版社、2000年）41頁）。

[203]　馬克昌・前掲注（141）287頁。

45名の判決について犯罪認定、量刑、事実認定、証拠採用といった刑事裁判の基礎となるところで問題が存在したのである。そして、こうした判決が全体の8.6％もあったにもかかわらず、「事件処理の質は良好であり、誤差はわりあい小さい」[204]という評価がなされたことそれ自体、当時の裁判がどのようなものであったかを物語っていよう。また別の例を挙げると、「某市裁判所における1983年から1984年の『厳打』闘争中に判決を言い渡した刑事事件に関する筆者の調査統計によると、性質認定の不当、量刑が重すぎることを理由とする誤判は、全刑事事件の20％を占めた」[205]という。

もうひとつは、こうした裁判に対する受刑者の不満である。すなわち、厳打期の裁判は、裁判所は第三者としての判定者ではなく、警察や検察と同じく訴追者となっており、著しく不公平なものとなっていた[206]。加えて厳打期には「重きに」が強調されたため、通常期よりも重い刑罰を言い渡される。ただ厳打期に裁判が行われたという理由のみにより、不利益を被らなければならないのである。「もし、懲罰の軽重が時間や空間により異なれば、往々にして犯罪者に不満感を募らせることになり、また裁判所の量刑が公正ではないと思わせ、法律に触れ、社会を恨み、監獄で安らかに改造に励まず、報復の機会をうかがうようにさせる」[207]ということである。

以下に挙げる1985年７月末に北京で行われた調査[208]は、このことをはっきりと示している。調査は北京市某監獄三中隊の受刑者207名中（全て男性）、性犯罪（性を原因に殺人罪などを起こした間接的性犯罪を除く）

---

(204) 同上。

(205) 鮑遂献・張偉・趙小山「影響人民法院正確定罪量刑的原因与対策」法学評論1991年６期22頁。なお、後述（6.3.2Ⅰ参照）するように、中国では上級審が原判決と異なった判断をしただけで、原判決が「誤判」とされ得ることに注意されたい。

(206) とはいえ、通常期においては裁判の「独立性」が確保されていたわけではない。この点については後述（4.4参照）する。

(207) 羅昌平等・前掲注（121）125頁。

(208) 李建華「対69名性欲型罪犯的調査分析」《因性婚恋導致犯罪原因》課題組『因性婚恋導致犯罪問題研究』（北京市哲学社会科学規劃領導小組辦公室、1988年）118～119頁。

の受刑者69名を対象として行われた。調査対象69名の内、自らの罪を認めない者が49名（71％）もいた。その理由は次の４点に収斂される。①全犯罪事実を否認し、えん罪と考える者が７名（10.14％）、②犯罪行為の一部を否認する者が９名（13.04％）、③強姦ではなく、両者の合意によるとものと考える者が16名（23.18％）、④軽い罪なのに刑罰が重すぎると考える者が17名（24.63％）、と。

ところが、厳打期間中は再審の門は、最高裁の指示により、非常に狭く、また遠いものとなっていた。林準は、1984年７月19日の全国裁判所長座談会において、「誤判事件を是正することは、刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える期間においては、わりあい社会的影響が大きいため、省、自治区または直轄市の党委員会に指示を仰ぐべきである。誤判事件を是正する際には、できるだけ警察や検察機関と情報を交換し、共同で討議すべきである」[209]と指示したのであった。本来ならば再審の結論をどうするかは裁判所の専権事項であるにもかかわらず、その裁判所に決定権はなく、しかもわざわざ省クラスの党委員会に伺いを立て、警察や検察と相談しなければならないとされたのである。

また、受刑者側としても、申訴には消極的であった。先に挙げた北京市の調査では、71％が罪を否認したが、ほとんどが申訴しなかった。その理由は次の２点である。「第１に、申訴しても無駄であり、改判の希望がほとんどないこと、第２に、形勢に圧され、騒いだら罪を認めていないとされることを恐れることに起因する。特に、『厳打』以降、受刑者の申訴は大幅に減少した。彼らは下手すると加刑され、または『罪を認めていない』と考えられ、素行が良くても無駄になり、各種の奨励措置や減刑を受けられないことを恐れている。……なぜなら、受刑者が罪を認めているかについて、労働改造機関は習慣的に、主に申訴を申し立てたか否かを基準としている」[210]、と。つまり、厳打の最中に捕まった以上、あがいても助かる見込みはなく（3.3.3で紹介したケースを見ればこのことをうかがえよう）、またあがけばあがくほど（申訴すればするほど）、服役態度が悪いとされ、より不利益を被るという認識である。

---

[209] 林準・前掲注（86）24頁。

[210] 李建華・前掲注（208）119頁。

これは実質的に受刑者の申訴権を剥奪することにほかならない。法律で定められている権利が、政治運動により死文化させられたのである。

3.4　厳打の成果

図３－２　立案・検挙・１審新受件数等状況図（1980～1989年）

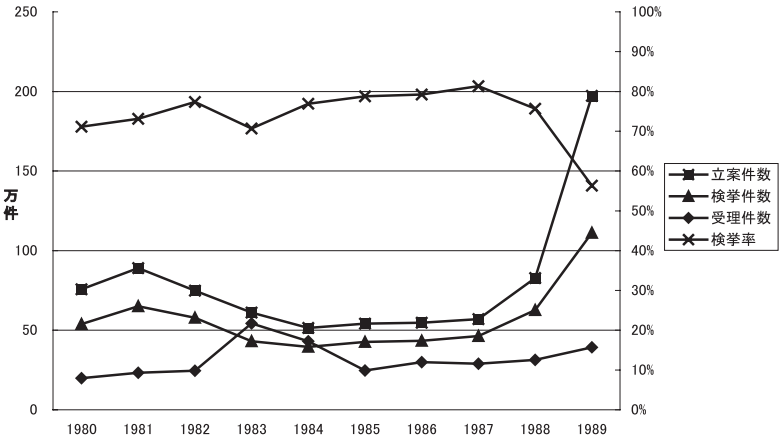

図３－２は1980年代の立案件数、検挙件数・率、１審新受件数をグラフにしたものである。本図から、厳打が始まった1983年には、1982年に引き続き立案件数が減少し、その後、1985以降微増するが、厳打期間中はその水準をほぼ維持していることが分かる。

厳打が開始された1983年には1980年代で立案件数が最も低くなっている。これは先述（3.1参照）のように、厳打開始後、立案件数が激減したからであろう。

そして、1984年も立案件数が減少した。地方に目を移すと、例えば四川省では、「広漢県において、1983年の刑事事件立案率は前年比41.2％減、治安事件は1982年比49.3％減、1984年上半期の刑事事件立案率は前年同期比42.6％減であった。射洪県においては、1983年の刑事事件立案率は前年比23.6％減、治安事件は前年比32.9％減……であった。南部県においては、1982年の刑事事件は前年比28％減、そのうち重大事件は40％減であった。1983年の立案率はさらに前年比60％減、そのうち重大事件は

33.3％減であった。1984年１月から８月までの刑事事件は前年同期比37.7％減、重大事件は90％減であった」[211]という。

このように厳打開始後の1983年および1984年はともに立案件数が減少している。1985年および1986年は、前２年よりも立案件数が若干増えたが、それでも厳打開始前よりも低い。

また、全事件の立案件数統計よりも信頼性の高い重大事件の立案件数も、ほぼ同様の傾向を示している（表３－21参照）。ただし、ここでは1985年にそれまでの最高値を記録した後、右肩上がりで増加している点で、全事件の立案件数とは異なっている。

表３－21重大事件立案件数状況表（1980～1989年）

年	全 事 件	重大事件	比率(％)	前年(％)
1980	757104	59054	7.8	－
1981	890281	66771	7.5	13.1
1982	748476	64369	8.6	-3.6
1983	610478	61048	10.0	-5.2
1984	514369	－	－	－
1985	542005	81301	15.0	－
1986	547115	98481	18.0	21.1
1987	570439	122644	21.5	24.5
1988	827880	203658	24.6	66.1
1989	1971901	477200	24.2	134.3

出典：重大事件の比率については魏平雄・欧陽濤・王順安主編『市場経済条件下犯罪与改造』（群衆出版社、1995年）58～59頁を参照し、これを元に重大事件立案件数を算出した。

中国の学界では、こうした立案件数に関する統計データを根拠に、厳打には少なくとも、短期的に立案件数を減少させる効果があるとする見解が多数を占めている[212]。なお、ここで「短期的に」というのは、図

[211] 中国法学会・四川省法学会聯合調査組「関於四川省広漢、射洪、南部三県実行社会治安綜合治理的調査報告」中国法学1985年１期43頁。

[212] 趙秉志・鮑遂献「論刑法観念的更新与変革」中国法学1994年２期57頁、馮衛国「“厳打”政策的理性分析」『刑法学文集（2001）』330頁、遊偉・謝錫美「“厳打”政策的回顧与科学定位」『刑法学文集（2003）』977頁など。

３－２および表３－21から明らかなように、1988年以降、急激に立案件数が増加しているからである（これを「リバウンド現象」[反弾現象]と呼ぶ論者もいる）。ただし、1984年から1987年までの４年間、立案件数が50万件台で推移した背景として、1984年に警察の内規である窃盗事件の立案基準が引き上げられたことを看過してはならない。これは警察が窃盗事件を立案して刑事事件として捜査するかを決める被害額のボーダーラインであり、1984年以前は都市で25元、農村で15元とされていたのが、1984年に都市で80元、農村で40元に引き上げられた(213)。そのため、窃盗事件の立案件数が減少した。そしてその減少分は、表３－22からうかがえるように、実は全事件の立案件数の減少分に相当する。もちろん、全刑事事件の立案件数の推移を、窃盗事件のそれだけで説明することはできないが、少なくとも、厳打の効果を議論する際には無視できない要素であるとはいえよう。

表３－22　窃盗事件立案件数推移表

年		1982	1984	1985	1986	1987	1988
窃　盗	立案件数	609481	395319	431323	425845	435235	658683
	前 年 差		-214162	+36004	-5478	+9390	+223448
全事件	立案件数	748476	514369	542005	547115	570439	827880
	前 年 差		-234107	+27636	+5110	+23324	+257441

＊1983年の窃盗事件の立案件数についてはデータがないため除外した。

最後に、このように1985年前後を境に犯罪が増加傾向（重大事件は顕著である）に転じたことは、前節で繰り返し指摘したように、厳打ブームが開始当初に最高潮に達し、大体1985年を境に、沈静化していったことと吻合していることを、ここで指摘しておく。

3.5　中間考察 —— なぜ83年厳打が可能であったのか？

本章ではこれまで、政策決定プロセスと政策実施プロセスに分けて、

(213)　公安部「窃盗事件の立案基準の修正に関する通知」(1984年８月９日通達、同年９月１日施行)。なお、被害額が立案基準を下回る場合でも、立案されることはある（同通知（一）参照)。

83年厳打がどのように決定され、また決定に際して政策決定者がどのようなことを考えたのか、そして厳打の実施プロセスにおいてどのようなことが行われたのかを見てきた。以上の検討を踏まえて83年厳打という現象を定式化すれば、次のようにいうことができる。すなわち、83年厳打とは、⑴党の指揮の下で、⑵犯罪制圧という目標に向けて、⑶有効利用できるリソースを総動員する⑷政治運動である、と[214]。以下、順に詳述する。

⑴　党の指揮の下

厳打の実施を決断したのは鄧小平であった。その構想の具体化を指揮したのは彭真であり、その構想設計に携わったのは中央政法委員会、省クラス党委員会・同政法委員会、警察系統であった。そして、厳打の開始を告げたのは、党中央の厳打決定であった。このように、政策決定プロセスにおいて、党がしっかりと舵を取っていたことは明らかである。

また、実施プロセスにおいても、中央の指示の具体化を担ったのは地方各級党委員会（特に県クラス党委員会）であり、刑事司法の担い手を組織し、一斉検挙活動の指揮を執ったのも党委員会であった。さらに、「速やかに」刑事手続を進めるために共同事務処理や合同事件処理を組織し、また裁判所に対して重罰のノルマを課したのも党（・政府）であった。こうした事実からは、犯罪制圧のプロセス全体にわたり、党による「指導」が行き渡っていたことがうかがえよう。そして、下級裁判所から発せられた18歳未満の未成年または懐胎中の婦女に対する死刑の適用に関する照会からは、裁判所が地方党組織から十分すぎる「指導」を受けていたことを看取できよう。

このように、83年厳打においては、政策決定から政策実施の細部に至

---

[214] 山本秀也は「法輪功」の取締りについて、「組織壊滅の目標に向けて司法ほか行政、立法の“三権”が、分立なきままに総動員されていった」と指摘する（『本当の中国を知っていますか？』（草思社、2004年）181頁）。この指摘は私見と基本的に同じと考えるが、党の支配の正当性の調達の見地からは、大衆的自治組織や一般大衆が動員されていることも忘れてはならない（この点については4.3.1参照）。

るまで、常に党による指揮が存在した。

⑵　犯罪制圧という目標

83年厳打の目標が犯罪制圧にあることは、鄧小平の発言から明らかであろう。また同時に、その背後には、大衆の正義感情の満足を図り（「民憤」の重視（3.2参照）、判決宣告大会（3.3.5参照）など）、そこからさらには党の支配の正当性の確保という大目標があることも透けて見える。

⑶　有効利用できるリソースの総動員

ここで「有効利用できるリソース」とは、犯罪制圧という目標実現に資する事物を想定しており、具体的には①刑事司法の担い手、②法および③裁判を念頭に置いている。また「総動員」とは、犯罪制圧という目標実現に向けて、各リソースのあり方ないしは行動様式を調整した上で、これを最大限運用することであると考えている。以下、丸数字の順に、具体的現象を上の定義に当てはめていこう。

①刑事司法の担い手について。実際の活動においては、党の指揮の下で関連機関が一丸となり、また大衆的自治組織や大衆もこれに加わり、厳打が展開された。すなわち、検挙段階では警察や検察のみならず、党・政府機関や軍隊、そして裁判所、さらには大衆的自治組織も検挙活動に参加した。犯罪検挙後は、「速やかに」刑事手続を進めるために、共同事務処理や合同事件処理のように警察・検察・裁判所が党の指導の下で一致団結した。また、裁判においては裁判官不足から党機関や政府機関の職員、ひいては実習中の大学生すら裁判官とされた。そして、各段階においては厳打対象となった事件、とりわけ重大事件が優先的に処理された。厳打という「中心任務」に向かい、司法と行政を区別することなく、また大衆をも巻き込み、動員できる者は全て動員されたのである。

②法について。83年厳打においては、「法に従い重きにかつ速やかに」のために、法が改正された。その内容は、実体面においては、厳打対象の一部について既存の法定刑の上限が死刑にまで引き上げられ、また犯罪方法の伝授行為が犯罪化され、しかもこれらについて遡及効が認められた（「治安事犯の決定」）。また、手続面においては、厳打の主な標的

である治安事犯に限定して、起訴状謄本などの送達期限および上訴・プロテスト期間が短縮され（裁判迅速化決定）、高裁への死刑許可権の委譲が制度化された（改正裁判所法）。

これら一連の法改正の根底にあるのは、どのように「重きにかつ速やかに」を徹底するかという目的のみであり、そのためだけに刑法の遡及適用を禁止する旧きにかつ軽きに従う原則（刑法９条）や死刑抑制のための最高裁による死刑再審査手続といった制度の基本が踏みにじられたのである。それと同時に、これら一連の立法は、刑法・刑訴法の基本原則に関わるものと考えられるにもかかわらず、全国人大常委会の手によりなされたという点で、違憲の疑いが濃厚である。

また、立法ではなく、通達とも呼ぶべき文書の中には、明らかに憲法に抵触するものがあった。それは、司法部・警察部・最高検・最高裁の83年釈放停止通知である。本通知は厳打のために刑期満了した者および処分期間満了した者について、ごく一部の例外を除き、一時的に釈放しないとした。人身の自由を保障する憲法37条が無惨にも打ち破られたのである。

このように、厳打という政治的プレッシャーの前で、違憲すら顧みずに、厳打にそぐわない規定は改正され、また改正を待たずとも無視された。そして同様のことが実務でも生じた。

すなわち、「法に従い重きにかつ速やかに」を徹底実施するために採られた措置の中には、極めて矛盾に満ちているが、明らかに違法といえる現象もあった。それは、被告人の弁護士依頼権の剥奪、裁判所の事前介入、共同事務処理、合同事件処理、死刑囚の市中引回し・公開処刑、拷問などである。

例えば、合同事件処理は最高裁により禁止されたが、実際には地方の党委員会・同政法委員会の主宰の下で、「速やかに」の要請に応えるため行われていた。こうした事態が生じるのは、地方においては刑訴法や最高裁による禁止よりも、現地の党の権威が大きいことを示していると考えられる。また、繰り返し禁止されても死刑囚の市中引回しや公開処刑が根絶されないことからも、そうする必要性があれば法に違反してもよいと考えられていることを読み取れる。ここで「そうする必要性」とは、死刑が持つとされている一般予防機能および報復機能への信奉とい

う土台の上で、厳打期だからなおさらそうしなければならない、という考えである。

しかも、こうした違法があったとしても、「『厳打』という中心任務に奉仕するために、関連指導者および監督機構はかなり寛容な態度を採っている」(215)という。厳打が違法の免罪符となっているのである。法の軽視という点でいえば、中央よりも地方の方が深刻であるといえよう(216)。

また、法制宣伝の名の下で行われた公開勾留大会、判決宣告大会、現地裁判、さらには上に挙げた死刑囚の市中引回しや公開処刑は、法ないしは裁判の犯罪者（潜在的犯罪者も含む）に対する威嚇力および大衆や被害者の正義感情の満足という機能を最大限発揮させるための措置であると位置づけることができよう。そして、ここでは被疑者・被告人・受刑者は、威嚇機能と報復機能を十分に作用させるための素材でしかなく、これらの者の更正については全く配慮されていない。この点については、強制残留や都市戸籍抹消が何よりも雄弁に物語っているであろう。

このように、83年厳打における立法および法実務は、犯罪制圧という目標に奉仕する手段となっていたといえよう。

③　裁判について。そもそも「重きにかつ速やかに」が実現される主な場はまさに裁判である。この意味でこの方針が提起されたこと自体が、裁判が目的実現に向けて奉仕すべき手段とみなされていたことを意味し

---

(215) 馮衛国・前掲注（212）327頁。なお、著者は関連指導者および監督機構が寛容な態度を採っている違法行為として、これら以外にも弁護士依頼権の不当な制限、集中検挙のための逮捕・勾留基準の引下げ、勾留・判決言渡大会、拷問、強制処分の濫用などを挙げている。

(216) 3.3で繰り返し指摘したように、1985年前後を境に、厳打ブームそのものが沈静化していき、それまでと比べて、それほど「重きにかつ速やかに」ではなくなった。その理由についてある裁判官は、「85年以降、ようやく状況が好転し、裁判所も少しずつ冷静になり、法は政治より大きく、判決は政治的任務を遂行するものではないことが分かった」と述べる（強世功・趙暁力「双重結構化下的法律解釈 —— 対８名中国法官的調査」梁治平編『法律解釈問題』（法律出版社、1998年）236頁）。裏を返せば、それまでは裁判所も厳打ブームの熱狂の渦に巻き込まれ、政治は法よりも上位にあるものと考えられていたのである。

よう。

そして、実際に「重きにかつ速やかに」裁判が行われた[217]。裁判も党の指示に服する道具なのである。

まず、「速やかに」の面では、党（主に政法委員会）が共同事務処理および合同事件処理というやり方を用い、開廷する前に裁判結果を「調整」した。ここでの裁判は、実質的な判定の場ではなく、「法に従い」裁判を行ったという体裁を繕う儀式にすぎない。けだし、その裁判は空虚な形だけをなぞらえたものであり、真の決定権者は裁判官ではなく党だからである[218]。まさに曲新久が揶揄したように、党という指揮官の下で、「砲兵、工兵、歩兵」（＝警察・検察・裁判所）が「重きにかつ速やかに」犯罪者に打撃を加えるという任務を遂行しているという表現がぴったりである。

「重きに」の面では、重い刑罰を科すようノルマが設定され、また事件が蒸し返された。後者は、[実事求是] という中国の正義観に基づき打撃力不足であった裁判を是正するという意義があるのかもしれないが、いずれにせよ、それまでになされた裁判を否定することにほかならない。また、[実事求是] によれば、誤判やえん罪が多かった厳打期には、むしろ再審への道を広げるべきとなろう。ところが、現実はそれとは正反対に、申訴を事実上制限した。この時期に裁判を受けた者は、厳しく打撃を加えるという目標に邁進する国家装置＝裁判所の犠牲者というほかなかろう。

裁判に対するこうした統制（裁判の道具化）が、「司法の独立」を正面から否定していることはいうまでもなかろう。けだし、「司法の独立は、本来は裁判への不干渉、すなわち他の国家機関が裁判事務について、事前に裁判官に裁判内容について指揮命令できたり、または事後に裁判を

---

(217) 法源論的に表現すれば、党の政策（「重きに」）が裁判の法源となったということになる（小口・前掲注（155）81頁参照）が、本稿は裁判のあり方に焦点を置いているため、ここでは裁判が党の統制を受けていると把握する。

(218) 小口も党による事件の審査制度について、「『公安・検察・法院の間で』『重大な対立のある案件』は『党委員会に指示を仰ぐ』とはどういうことか。ここには司法的問題に対する真の判定者が誰なのかが如実に示されている」と指摘する（同上37頁）。

取消変更することを否定することに外ならない」[219]からである。また、裁判に対する統制は裁判所の外部からだけではなかった。例えば、多くの高裁・中裁では裁判委員会が現地裁判の結果をコントロールしていた。また湖北省漢川県のように、重大事件について上級裁判所の関与をうかがわせる記述もある。

そして、厳打期の裁判がこうしたものである以上、それが中立公平な立場で自分の訴えを聞き入れるはずがない、と被告人や受刑者が思うのも、また当然の結果である。現に、被告人が上訴する比率が1983年に激減し、また受刑者達は判決に不満があっても、厳打期間中に申訴しても無駄だという考えから申訴を控えた。「政治運動だから仕方がない」という受刑者の諦めを、また裁判が政治運動の一道具になっていることを看取できよう。

⑷　政治運動

83年厳打が政治運動であったことはすでに3.1で指摘したとおりであり、この点について異論はなかろう。

以上のように83年厳打とは、「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」と定式化することができる。そして、「なぜ83年厳打が可能であったのか」という問いに対しては、中央の政策決定者から末端の政策実施の担い手に至るまで、法および制度に独自の価値を認めず、これらを支配の道具とする考え方が支配的地位を占めているからであると考える。そしてその核心は、「有効利用できるリソース」に裁判も含まれていること、すなわち、裁判すら目的実現に向けて奉仕する道具とされたことである。けだし、裁判が道具とされなければ、すなわち行政から分離独立し、中立公正な第三者として権力をも拘束しうる存在となっていれば、「重きにかつ速やかに」裁判が行われることはないからである。この意味で、83年厳打を可能ならしめたのは、裁判すら道具とされたためであり、これが83年厳打の本質をなすと考えられる。

---

[219] 兼子一・竹下守夫『裁判法（第4版補訂）』（有斐閣、2002年）37頁。

次章では、上の定式をモデルとしてその後の厳打の現象を観察し、そこでの裁判のあり方を辿っていく。